

生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会ワーキンググループ
第2回議事録

厚生労働省社会援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会
ワーキンググループ（第2回）
議事次第

令和4年3月7日（月）
13:30～16:00
オンライン開催

【議事】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 各検討班の議論の報告
 - (2) 論点整理（素案）について
3. 閉会

【配布資料】

- 資料1：これまでの議論の経過
資料2：生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理（素案）
資料3：構成員提出資料

2022-3-7 第2回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ

○唐木室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ」を開催させていただきます。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の構成員の皆様の出欠状況ですけれども、青砥構成員が少し遅れて御参加、鈴木寛之構成員より欠席の御連絡をいただいております。

会場の報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(カメラ退室)

○唐木室長 また、今回の検討会は傍聴希望者向けにユーチューブでライブ配信をしております。本検討会では、これ以後の録音・録画を禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意ください。

それでは、以降の進行につきましては、新保座長にお願いしたいと思います。

○新保座長 皆様、こんにちは。

これまで、各ワーキンググループでは、それぞれのお立場からとても貴重な御意見、御提案をいただいております。本日も論点整理に向けて忌憚のない御意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日の議事は「各検討班の議論の報告」「論点整理（素案）について」です。進め方といたしましては、まずは事務局から資料に沿って御説明いただき、その後、質疑及び意見交換の時間を設けたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○唐木室長 困窮室長の唐木でございます。

それでは、提出された資料に沿いまして御説明させていただきます。

まず、資料1ですけれども、「これまでの議論の経過」を御覧ください。

1 ページですけれども、次期法改正に向けた検討スケジュールと題してございまして、本論点整理検討会につきましては、令和3年10月から開始いたしまして、「各事業の在り方検討班」「横断的課題検討班」をワーキンググループの中に立ち上げて、ワーキンググループでの議論を踏まえた上で親会のほうに報告するといった検討体制を取ってございました。

2 ページ目を御覧ください。令和3年10月25日に親会第1回を開催いたしまして、本日が3月7日のワーキング（合同）になってございます。これまで8回のワーキング、親会

のほうを開催させていただいております。このワーキングでの御意見を踏まえた上で、3月24日に第3回の親会を開催して、4月にもワーキング、親会を1回ずつ開催した上で、この議論を取りまとめに向けて進めていきたいと考えております。

続きまして、資料2「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理（案）」を御覧ください。若干まとまったお時間をいただきたく存じますが、こちらについては、これまでの議論で御意見いただいてきたものを文章として組み立てたものになっております。

目次を御覧いただきますと、1番、困窮法の果たしてきた役割、課題と今後の方向性というものが総論でございまして、2番、個別論点と書いてございまして、各事業の在り方、横断的、両方の観点からの議論を（1）から（9）までの9つの節に分けて構成したのになっております。

内容は非常に分厚うございますが、かいつまんで御説明をさせていただきますので、2ページをお開きください。

2ページ、総論ですけれども、最初に法施行後の状況について書かれています。

1つ目の○が、困窮法が平成27年4月に施行されたこと。

2つ目の○が、平成30年の法改正において、法の理念や定義の明確化等々を行ってきたことを書いております。

3つ目は、困窮法が一貫して困窮者の自立と尊厳の確保、生活困窮者自立支援を通じた地域づくりという2つの目標と、その次に書いております5つの新しい支援の形を掲げまして進められてきたことが書いてあります。こうした困窮法の理念の下で、全国の自治体や支援現場において様々な実践が積み重ねられてきたということでございます。

次は、新型コロナウイルス感染症の影響でございます。

令和2年春から続くコロナ禍における影響ですが、世代や属性を超えて非常に広範囲に及びました。緊急事態宣言等の影響もあり、人とのつながりが変化して、社会的な孤立を深める人等が顕在化したというような状況を記載しております。

3ページを御覧ください。

1つ目の○ですけれども、厳しい状況をもたらしたコロナ禍ですが、新規相談受付件数、また特例で行っていましたが様々な対策の申請件数が急増いたしまして、個人事業主、フリーランス等々の新たな相談者層からの相談というものが非常に増加いたしました。

次の○の最後ですけれども、コロナ禍において法が生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たしたこと、すなわち法が必要不可欠なものであることが明らかになったということを記載しております。

次の○ですが、一方で、こうした経済的支援策によりまして、支援現場における給付・貸付事務が膨大となり、結果として、本人に寄り添った支援の実践というものが難しくなった。その結果、法の理念が揺らいでいるのではないかという声も聞かれております。

次の○、既存の法の枠組みが適切であったか、十分機能していたか等については、丁寧な検証を行った上で、法の理念に基づく支援をどのように担保していくか、検討する必要

があると記載しております。

次の段、地域共生や関連施策との関係についてですが、令和3年度から、重層事業が施行されまして、困窮法との関係においては、次のページ、地域共生社会は、こうした困窮法の考え方を他の福祉分野や政策領域にも広げ、共通理念化したものである。重層事業は、この理念を実現するための一つの仕組みということを明記しております。

次の○、困窮法において積み重ねられた実践は、市町村の包括的な支援体制の整備における重要な基盤となるものであって、法の関係者を含めて、包括的な支援体制の整備を進めていくことが期待されると書いております。

次の○のところですが、就職氷河期のプログラム、孤独・孤立対策等、様々な関連施策が法施行後にも取りまとめられております。そうした施策の連携体制というものを、構築に当たって不断の努力をしていかなければならないということを記載しております。

続きまして、議論の視点です。

今回の論点整理においては、各事業の視点に加えて、事業横断的な視点での議論が必要であると考えまして、議論の視点というものを次に書いております。こちらの各事業の在り方に関するもの、横断的課題に関するものというのは、10月の親会で提出させていただきました議論の視点のところを転記しております。

ちょっと飛びまして6ページ、ここで掲げました議論の視点を中心に据えての法のあり方というものを見直しながら、フードバンクや社福法人における「地域における公益的な取組」といった民間の発意による取組と法に基づく取組との連携というものが各地で進んだということを記載しております。

次の○ですが、生活困窮者の自立支援は、もとより公的な支援だけでは完結しないということ。創意工夫を凝らしたり、新たな資源を構築することによって、これまでにない支援の展開を生み出してきたということ。こうした新しい支援の萌芽というものをこれからも伸ばしていかなければならないということと、法が関連施策や地域において開かれたものであることが不可欠であるということを書いてございます。

次の○ですが、コロナ禍がもたらした影響については、長期にわたり続くことになること。理念に基づく包括的な支援を深化させていくことが、生活に困難を抱える人々の本当の意味での生活再建につながるのではないかと書いておりまして、最後に結びを加えたいと思っております。

続きまして、8ページ以降、「個別論点」についてです。

(1)生活困窮者自立支援のあり方という箇所でございますけれども、現状の評価と課題のところですが、新型コロナウイルス感染症の影響ということで、こちら、総論にも書いてある内容に近いですが、記載させていただいておりまして、ちょっと飛んで9ページです。

1つ目の○ですが、コロナ禍における一連の経済支援策は今なお継続しているけれども、これらの経済支援策の今後のあり方については、本検討会の議論に加えて、本来

の法の理念や経済支援策終了後の課題の整理等も踏まえた上で、検討する必要があると書いております。

9ページの地域共生社会や関連施策との関係についてのところについては、総論で記載しているところをまとめさせていただいております。

9ページ、下、論点のところですが、以降、論点と書いているものについては、全て各構成員の方々から会議の中で寄せられた主な意見について記載させていただいております。非常に多岐にわたりますので、全般的に幾つかピックアップしてお伝えさせていただきま

す。

1つ目、法の理念やあり方についてですが、コロナウイルスの影響もある中で、法の掲げる理念に基づく支援が実施できているのかどうかということを再確認すべきではないかということや、仮に実施できていない部分がある場合、制度本来の役割が果たせるようにする必要がありますのではないかということをお願いしております。

少し飛びまして、10ページの中ほど、コロナ禍での対応を踏まえた法のあり方というところを記載しております。

2つ目です。コロナ禍における支援現場の状況等を踏まえて、相談支援という法の理念を堅持した上で、より大きな枠組みの中で給付の在り方を検討していく必要があるのではないかという御意見をいただいております。

11ページの1つ目、これ以降は特例貸付についての御意見でありましたけれども、特例貸付については、緊急的な対応としての意義は評価すべき一方で、相談支援との密接な連携の下になされるものということで検討が必要ではないかということ。また、今般のコロナ禍のように影響が長期化する場面では、貸付というスキームが適切なかどうかを検証すべきではないかという御意見をいただきました。

11ページ、中ほどの地域共生等を踏まえた法の在り方のところでは、地域共生社会の推進や孤独・孤立対策等の新たな施策と法の関係性の整理・連携が必要ではないかという御意見をいただいております。

続きまして、12ページ、自立相談支援のあり方です。

現状の評価と課題のところですが、基本的な考え方の下、コロナウイルスの影響とその対応についてです。

コロナ禍においては、自立相談支援機関の受付件数の急増に加えて、新たな相談者層からの相談が顕在化したことを書いております。

12ページ、下のところですが、もともと相談者が抱える課題では「経済的困窮」が最も多かったですがけれども、コロナ禍においてはその割合というものが大幅に増加しております。

続いて、13ページの一番上ですが、コロナ禍の特徴としてですがけれども、「住まい不安定」や「ホームレス」といった居住に関する課題を抱えている方の増加が著しいということや、下のところに書いてありますように、複合的な課題を抱える相談者の割合が大きく

増加しているということがあります。

13ページ、一番下のところですが、法の枠組みを超えた支援ニーズに対応するために、新たな関係機関や関係団体との連携を強化する動きも見られたということでございます。

続いて、14ページの中ほどですが、コロナ禍に対して、法の果たした機能や役割を評価する声がある一方で、9割以上の自治体が急増した相談や申請等への対応によって、本来の支援業務の遂行に困難を感じていたということや、継続的な支援につながらないケースも半数以上の自治体で見られたということに記載しております。

また、14ページの下のところ、コロナ禍がまだ収束しておらず、特に「緊急小口資金・総合支援資金の返済ができない相談者の急増」等々、長期的に向き合っていかなければいけない課題があるということに記載してございます。

15ページ、上のところですが、平成30年改正法以降の施行状況ですけれども、新規相談件数やプランの作成件数については、一貫して増加しているものの、依然として自治体間でばらつきがありまして、取組の差が見られております。

次の○、関係機関との連携状況については、相談者の抱える多様な課題を反映してつなぎ先も様々であるということに記載してございます。

次の○は支援会議のところですが、約6割の自治体においては支援会議は未設置でありまして、その必要性や人員不足等の理由から未設置となっております。

次の○ですが、自立相談支援機関における支援員の配置について、全体的に増加傾向で推移しているものの、専任の割合は4～5割にとどまっているということです。

また、次の○のところに総括的に書いておりますが、困窮における自立の部分については、関係機関との連携や人員体制の在り方についても、さらに検討する必要があると記載しております。

続いて、論点のところですが、1つ目、新たな相談者層として、今回、コロナ禍で顕在化していることを踏まえて、そういったところに対応するために、自立相談支援機関の機能を強化すべきではないかという御意見がございました。

2つ目、個人事業主やフリーランスについては、商工部門の経営相談等との連携なども含めて活用して効果的な支援を行うべきではないかという御意見がございました。

17ページ、下から2つ目、自立相談支援事業とフードバンク、社会福祉法人等の「地域における公益的な取組」との連携というものを強化していくべきではないかという御意見がございました。

17ページの一番下、コロナ禍の影響もあり、課題が複雑化していることも踏まえて、支援会議を活用して情報共有を行っていくことが重要ではないかという御意見。

また、18ページの一番上、自立の事業において、委託先の選定に当たっては、地域における活動状況を考慮するとともに、複数年度の委託を推進していくべきではないか。また、こうした内容を盛り込んだガイドラインを策定すべきではないかという御意見をいただき

ました。

次の○ですけれども、自立相談支援事業に支援員を適切に配置することは不可欠であることから、地域特性も考慮した上で適切な人員配置の基準の設定を含めた人員体制の在り方を検討すべきではないかという御意見。

一番下に書いてありますけれども、人員体制の在り方の検討と併せて、志のある人材の確保・定着に向けて、支援員の育成や処遇改善、社会的地位の確立というのにも必要ではないかという御意見をいただきました。

続きまして、19ページ、就労支援の部分です。

現状の評価と課題の中ほどですが、自立におけます就労支援や生活保護受給者等自立促進事業の利用状況・効果についてです。

比較的早期に一般就労を目指すことができる者に対しては、そうした事業の活用によって一定数が就労につながっているという状況でございます。

続きまして、就労準備支援事業の利用状況、効果についてですが、就労準備支援事業については、令和2年度、全体の約6割の自治体が実施しておりまして、利用件数も増加傾向です。

一方で、利用につながらなかったケースというのも存在しておりまして、本人の意向や参加のための経済的負担にかかる課題というのが指摘されております。

続きまして、21ページの中ほど、認定就労訓練事業の利用状況・効果についてですが、認定の事業所の数については着実に増加しておりまして、非雇用型から雇用型へのステップアップも見られますが、全体として利用件数が低調でありまして、一般就労への移行とか働くことができる環境の整備等が十分できていないという指摘がございます。

続きまして、22ページ、認定の利用が進まない理由として、地域に認定事業所がない、あるいは少ないという回答が約7割を占めておりますことと、次の○になりますが、認定事業所の拡大に向けては、さらなるインセンティブを求める声が多いということを記載してございます。

23ページから論点でございますが、基本的な考え方のところ、就労支援については、多様なゴールが考えられるが、どのようなゴールや指標を設定するかを考える必要があるのではないかという御意見をいただきました。

また、次の○のところですが、就労支援の在り方や選択肢を多様化して、柔軟な体制を確保することが重要ではないかという御意見をいただいております。

続きまして、24ページの就労準備支援事業のところですが、就労準備支援事業については、必須化すべきではないかということと、必須化に当たっては、効果などの分析とともに、財源や研修の在り方について検討すべきではないか。小規模自治体においても実施できるように、国が積極的に広域実施に関与すべきではないかという御意見をいただいております。

続きまして、認定の事業、24ページ、後段のところですが、認定就労訓練事業について

は、事業者育成まで含めたスキームに見直す必要があるのではないかということや、次の○ですけれども、ノウハウの提供や業務分解の支援など直接的な支援。また、地域密着型のスタートアップやソーシャルファームなど社会的企業での雇用や協働事業への経営支援等々のインセンティブが必要ではないかという御意見をいただいております。

続きまして、25ページの中ほど、ハローワーク等とのさらなる連携の強化のところですが、求職者支援訓練について、困窮の現場の訓練ニーズを伝えるために、地域訓練協議会に生活困窮の主管部局が参加するなどの連携強化を図るべきというような御意見や、その次の次の○のところにありますが、特開金について、利用しやすいような工夫が必要ではないかという御意見をいただいております。

続きまして、27ページ、家計改善支援のあり方です。

中ほど、利用状況と効果のところでは、家計改善の実施自治体数は毎年増加しており、約6割の自治体で実施に至っております。令和2年度は利用件数も大幅に増加しております。

28ページの下のところ、コロナ禍においてもですけれども、特例貸付の利用件数が大幅に増加する中で、家計相談についても増加しました。今後返済が開始されることにつきまして、伴走支援を行う観点から、家計改善支援の重要性に対する認識が高まっているということに記載しております。

続きまして、論点のところですが、29ページの一番最初のところ、家計改善支援事業については、生活の立て直しや特例貸付の償還等々、必要不可欠な事業であることや、近年の実績も踏まえて必須化すべきではないかという御意見。財源や研修の在り方についても御意見をいただいております。また、小規模自治体においても実施できるよう、国が積極的に広域実施に関与すべきではないかという御意見をいただいております。

30ページですけれども、生活福祉資金貸付の際に、家計の利用を条件化することや、少額の貸付機能を付与するなど、家計改善支援事業の強化をすることが重要ではないかという御意見をいただいております。

続きまして、31ページ、居住支援のあり方です。ちょっと長くなってしまってますみません。

基準支援について、2ポツ目のところですが、ホームレス支援が平成15年度から自立・一時生活事業として改めて位置づけられるとともに、包括的な支援を提供する枠組みという形で成立したものと、平成30年度の法改正のときには、改めて地域居住支援事業というものが創設されました。

32ページに飛んでいただいて、足元の状況ですけれども、ホームレスの数というのは年々減少している一方で、「知人・友人宅への同居経験」等のホームレス以外の不安定居住者の存在が確認されていること。また、滞在期間については、1週間未満の短期から1年以上の長期まで様々であるということ。

2つ目の○ですけれども、一時生活の利用者については、ホームレスより自宅・知人宅

やネットカフェなどの非路上生活者が多いことが確認されております。

32ページ、下のところ、一時生活の利用状況ですが、一時生活の実施自治体数は増加傾向にあるものの、伸び率というのは年々減少しております。一時生活については、依然としてホームレス対策の印象が強いことや、自治体における潜在的な支援ニーズを把握していない、もしくは把握が不十分なこともあって、実施が進まない要因となっていると記載しております。

33ページ、下のところですが、コロナ禍の前後を比較しますと、一時生活事業の実施自治体の約半数で居所が不安定な者や住まいに困窮する者からの相談が増加しております。

34ページに飛んでいただいて、地域居住支援事業のところですが、平成30年の改正で位置づけられたのですけれども、一時生活の実施が前提とされていることもあり、実施自治体数が極めて少ない状況でございます。実施率の向上が課題となっております。

34ページ、下のところですが、住居確保給付金の段についてです。

35ページ、頭のところに飛んでいただいて、住居確保給付金の利用件数は非常に急増しております。多く活用されたことから、安定した住まいの確保に一定の役割を果たしたと言えるのではないかと考えております。

他方で、就労による自立を目的とした制度であるため、下に書いてありますけれども、求職活動要件が一部形骸化したと捉えられる事例があることや、自営業者に対する一部の求職活動要件の緩和によって、就労支援というより家賃補助的な性質が強くなっているという課題も指摘されております。

35ページ、後段以降は論点でございますが、居住支援全般について、全世代において「住まいの不安定」の問題が出ている中、住宅分野の政策との連携というものを、関係省庁も巻き込んだ居住支援の議論が必要ではないかという御意見をいただいておりますことや、36ページ、一時生活支援事業の中で、実施自治体と未実施自治体の公平性の問題があることなどを踏まえると、広域実施の推進や補助率の引上げによる実施率の向上が必要ではないかという御意見。

中ほど、地域居住支援事業については、居住支援の強化を図るため、一時生活支援事業を実施していない自治体においても地域居住支援事業の実施を可能とし、見守り等の支援を強化するとともに、ホームレス状態や一時宿泊施設を経由せずとも地域居住支援事業において支援することを可能とすべきではないかという御意見。

緊急的な一時支援として、属性や課題を問わず、福祉における緊急対応が可能な施設や支援が必要ではないかという御意見。

住居確保給付金については、一番下のところですが、住宅手当といった家賃補助的な施策も含め、普遍的な社会保障施策として検討することが必要ではないかという御意見や、37ページの前段にありますような、コロナ禍で特例措置を含め様々な措置を講じてきたものを恒久措置として制度化すべきということや、個人事業主についての求職活動要件の見直し。また、住居確保給付金の収入算定というものを改善すべきではないかという

御意見をいただいております。

続きまして、38ページ、貧困の連鎖防止・子どもの貧困への対応のあり方についてですが、2つ目の○、子どもの学習・生活支援事業の利用状況ですけれども、令和3年度は64%の自治体を実施しております、令和元年度まで利用者数は毎年増加しておりましたが、令和2年度はコロナ禍の影響により大きく減少いたしました。

また、下のところに書いてありますけれども、中学生から高校生への切れ目のない支援というものが課題になっております。

38ページ、下のところ、支援内容としては、「生活支援」や「教育及び就労」の部分というのが、学習支援と比べて実施が低調になっております。

39ページの真ん中のところですが、子どもの事業につきましては、入り口として世帯支援につなげる場合には、保護者に対する支援というのにも必要になってくるということで、実施状況を記載させていただいております。

40ページ、論点のところですが、いただいた御意見を紹介させていただきますと、子どもの学習・生活支援事業については、地域の共有財として、地域において育て、管理していくことが重要ではないかということや、実施できない自治体がある中で、補助率の引上げなど実施に向けた支援が必要ではないかという御意見。

また、貧困の連鎖を学習支援のみで止めるのではなく、多様なニーズへの包括的な対応と地域づくり・ネットワーク形成を改めて事業の目的として掲げることが重要であるという御意見をいただいております。

42ページ、生活保護制度との連携のあり方についてですが、一番下のところ、法及び生活保護法に基づく支援のうち、各種給付を除く自立に向けた生活全般の支援については、概ね同様の支援というのが用意されておまして、就労や家計については一体的な支援が進んでいる自治体もあると記載させていただいております。

43ページ、一番上のところの下の部分、生活保護・生活困窮、それぞれ利用するという形もありますことから、本人への切れ目のない一体的な支援を行う観点から、両制度を連続的に機能させていくことが求められているという点。

43ページの3つ目の○の下のところですが、この両制度のさらなる連携強化に向けては、相互の制度理解の深化や顔の見える関係性の構築などにより深い関係性の構築が求められているという御意見。

また、44ページの一番上の○のところですが、困窮法による支援と生活保護による支援については、自立の概念や本人の自立に向けた支援といった共通の基盤を有しております。一体的な支援の在り方の検討に当たっては、法の枠組みの差異にも留意しつつ、両制度の理念や支援の在り方について更なる共有を図っていくことが重要と記載しております。

論点の部分ですが、1つ目、就労・家計などの併用によって、より一層の連携方策を検討すべきではないかというお話や、連携強化に向けて、支援プランと援助方針の様式の共

有であったり、支援会議の活用などスキームの共有化を図って、円滑に支援体制の引継ぎを行うことが考えられるのではないかという御意見や、共通する理念の下で支援が実施されることが不可欠であるといった御意見をいただいております。

46ページ、自立支援に関連する諸課題のところですが、1つ目、地域づくり・居場所づくりに関連してですけれども、地域づくり・居場所づくりについては、2つ目、3つ目の○で、安心して通える居場所の確保や、地域資源を活用した連携の仕組みづくりに資するように、取組を進めていくべきということを書いております。

46ページ、関係機関との連携の箇所については、新たな相談者層が顕在化しており、支援ニーズも多様化していること。

連携の部分では、福祉分野のみならず、労働、税、保険等の他分野との連携が必要であること。NPOや社会福祉法人との連携も含めて、多様なニーズに応じた支援というものが提供されているということに記載しております。

47ページ、身寄り問題については、単身世帯の増加や未婚率の上昇によりまして、身寄りのない方に関する問題が深刻化することが予想されているということや、支援が困難な事例の中で、保証人の確保、契約・同意等の意思決定、金銭管理、死後対応といった場面に多くの課題が見られるということに記載しております。

48ページですけれども、論点の地域づくり・居場所づくりのところでは、地域住民が相互に「気にかける」関係の重要性や、SOSを発する方法などを学んで、どう支援につなげていくかという議論をしていくことが必要であるということや、地方部において、公民館やまちづくりなどの多分野と連携・協働して支援を検討すべきという御意見がございました。

関係機関・関係分野との連携の部分については、既存の制度や社会資源による対応が難しい場合には、官民協働で新たな社会資源を創出することが必要ではないかというお話や、地域に存在する既存の社会資源の見直し及び改善を行うべきではないかという議論がございました。

49ページ、身寄り問題の1つ目のポツですけれども、家族が持つ「機能」を社会化することが重要ではないかという御意見がございました。

最後、50ページ、支援を行う枠組みのところですが、現状の評価と課題のところの人材育成のあり方で、質の高い人材養成研修を行うことによる支援員の育成や質の担保が不可欠であるという点。

一方で、前期の研修受講枠によりまして、都道府県によっては受講できない支援員が増加している等々の課題を記載しております。

51ページ、上の都道府県の役割のところですが、都道府県の役割を1つ目の○に記載しております、3つ目の○のところ、支援員向けのスーパーバイズ等々の支援は十分進んでおらず、都道府県間で支援に差が生じている状況にあるということに記載しております。

中間支援のあり方のところでは、民間組織等を中心にしたネットワークが構築されてお

りまして、幅広い活動が展開されているという声を記載しております。

町村部で相談事業が設置・実施されていないところでは、人員体制や人材に関する課題が挙げられたということを記載しております。

帳票・システム・評価指標のところでは、システムの稼働から5年が経過して、システムの入力や事務負担、データの効果的な活用・公表等の課題が指摘されているという点や、下ですが、法に基づく支援の評価について、見える化・把握していくことが重要ということを書いてございます。

53ページ、論点ですが、最初、人材養成の部分。支援員の育成や処遇改善、社会的地位の確立が必要という点や、国が実施する前期研修と都道府県が実施する後期研修の役割を明確化して、都道府県に対する周知をすべきではないかということや、法の理念等の制度の基盤になるような内容については、今後も国において研修を実施すべきという御指摘をいただいております。

また、54ページの一番上の○のところですがけれども、人材養成研修について、支援の質の向上のために現任者を対象とした研修や、他の任意事業の従事者に対する研修というのも実施すべきではないかという御意見をいただいておりますことと、55ページの一冊上のところですがけれども、研修について、オンライン型・集合型、それぞれのメリット・デメリットを踏まえて、効果的な研修のあり方を検討すべきではないかという御意見をいただきました。

55ページ、都道府県の役割については、各自治体の庁内体制の構築や予算の確保、地域の社会資源の開拓・構築といった、行政特有の課題を支援するような機能も重要ではないかという御意見や、中間支援の部分については、行政と支援現場の間に入り、長期的・広域的に中間支援を行っていくといった機能の強化が必要ではないかという御意見をいただいております。

町村部については、都道府県と町村の連携を強化するような御意見をいただいております。また、帳票・システム・評価指標の関係は、帳票類のDXやICT化を進める必要があるという御意見をいただいております。

すみません、長くなりましたが、以上になります。

○新保座長 唐木室長、ありがとうございました。

それでは、これより質疑応答や意見交換の時間に移りたいと思います。順に御発言いただけるように進行したいと思います。お一人5分以内で、事務局の説明についての御質問や御意見をいただけますでしょうか。

今日は、まず「各事業の在り方検討班」の構成員の方より名簿の順でお話させていただきます。「各事業の在り方検討班」のお話が終わりましてところで、5分ほどリフレッシュタイムを入れます。その後、「横断的課題検討班」の構成員の皆様にも、名簿の順でお話させていただきます。なお、この方式にも大分なじんでいただいていたかと思っておりますけれども、4分で1回、5分で2回ベルが鳴ります。2回目のベルが聞こえたら、お話

を終えていただくようお願いいたします。事務局の画面にタイマーが表示されますので、そちらも参考にさせていただいて、進行に御協力いただければ幸いです。

それでは、名簿の順ということで、まず、青砥構成員よりお願いいたします。

○青砥構成員 ありがとうございます。

私のほうから、前回、特に教育の学習支援の部分でお話しさせていただいたのですけれども、今お話を聞いていて、1つは、学習支援をやる場合に、教育支援というのは個別の子どもたちを対象にするというよりも、法改正が行われた後、学習支援・生活支援ということになって、この変更がまだ全国には行き渡っていないのではないかという気がいたしております。

1つは、生活支援を含めなければいけなくなったというのは、子どもの生活の支えなくして教育支援だけで成り立つ事業ではない。要するに、全国の学習支援をやっている団体から来る意見などを聞いていますと、学習支援をやればやるほど、子どもたちの生活も支えなければいけないという声がよく聞こえてきます。したがって、学習支援の中で親の相談会を開く、進路相談会を開く。特に、外国人の子どもたちに対しては、これが非常に重要だということが聞こえてきます。ですので、学習支援ということが、親の相談を十分可能にする。そういう包括性を持った支援でなければならないというのが1つ。

もう一つは、地域ニーズをどうやって把握していくか。地域によっても随分差がございます。それから、地方自治体の取組が精粗、つまり随分格差があるということです。学習支援といっても、今、64%ほどの自治体の実施しておられますけれども、その内容に非常に格差がある。この格差を、法律である以上は埋める努力をしていかなければいけないのではないかと思います。都市部では非常に熱心にやられるけれども、地方ではほとんどないということがあってはならないと思います。これは、子どもの人権の問題にも関わってくると思います。

ですので、地域ニーズを把握するのに1つ大事なものは、行政と自治体と実施する団体との間の協議というのが非常に薄い点です。まだ下請的にやられているのではないかという行政の意識があるのではないか。自治体の意識があるのではないかという気がします。ですので、自治体と実施団体との間で必ず協議しながら事業づくりをしていく。これが地域づくりや、それから、先ほどもありましたけれども、本当の居場所づくりなどにつながっていくのではないかと思います。

ですから、前回もお話ししましたがけれども、学習支援は包括性であるとか継続性であるとか、これは持続性という概念につながりますけれども、というふうに考えますと、地域拠点をつくりながら、そこにソーシャルワークなどの手法も絡ませながら実施していくことが必要になってくるのではないかと思います。より深化した学習支援の事業を、生活困窮者自立支援制度の他の事業とも連携させながらやっていく、そういう事業に変えていくことが、発展させることが必要なのではないかと思いました。

ありがとうございました。

○新保座長 青砥構成員、ありがとうございました。

続いて、岩永構成員、お願いいたします。

○岩永構成員 日本女子大の岩永です。よろしく申し上げます。

私は、資料2の42ページからの生活保護制度との連携のあり方に限定して意見をまとめて申し上げます。特に、42ページの○の1点目、法と生活保護制度の関係についてというところから始まる文章についてですけれども、私は率直に申し上げまして、生活困窮者自立支援法の対象規定がいまだに腑に落ちていません。この○の1点目が何を表現しているのかというのがちょっと分からない部分がございます。したがって、不正確な理解に基づく意見かもしれませんということをお断りした上で、経済的に困窮しておりということへの対応策と、現在のままの状態を放置すると生活保護基準を下回る可能性が高いということへの支援策・対応策を分けて考えるべきという意見を持っています。可能であれば、それが分かるような修文をお願いしたいと存じます。

書いてあることをそのままもう一度読みますと、ここでは、法は、現に経済的に困窮しており、現在のままの状態を放置すると生活保護基準を下回る可能性が高い者について、早期に各種の支援を行い、自立の促進を図ることを目的としているとあります。このワーキンググループの御議論の中でも、人が人を支援する仕組みが重要であるということが強調されてきてまして、そのことについてはもちろん賛同しておりますし、それが重要であることは論をまたないと思います。また、社会福祉学で強調されてきた観点でありますし、私はそのように教わってきましたし、実際、今は教員として教えている立場でもあります。

そのことの重要性は十分承知しているということの上で、それと現金給付というのは一旦分けて考えるべきで、とりわけ生活保護は現金給付及び医療・介護などの現物給付が大事な役割ですから、生活保護との連携を議論する際には、そのことをより強く意識しなければならないと思います。これは、参加されている皆様との認識をできれば共有したいなと思っております。

コロナ禍で目立って使われたのは、先ほどの御説明にもあるように、住居確保給付金であり、また貸付であります。要するに、現金給付が必要だったというのがコロナ禍で得た1つの結論だと考えます。給付との関わりで貸付という方法がどういう意味を持ったのかは、堺市社協の守屋構成員や、前回、長野県社協の中島構成員が御報告してくださったことから、貸付の運用を任された当事者の立場から御意見が出始めているところなので、これを厚労省がどう受け止められるのか、注視しております。貸付の猶予の取扱い方によって、結果としては給付になるわけですけれども、結果として給付と、初めは貸付、結果として給付になるかは不明というのは当事者にとって、かなり異なると思います。

もう一度、42ページの○の2点目のほうに戻りますが、生活保護制度においても、経済的給付だけでなくとありますが、しつこいようですけれども、経済給付が生活保護の柱です。給付への請求権は国民が持っているということが大変大事なところなんです。人々の生活保護への抵抗感が大きいと、この報告書の中でも触れられていますが、そのこと自体を

責任主体である厚労省が発言されること自体、若干当惑します。というのは、そういう現実が事実だとしても、さらに人々の抵抗感が増してしまうという面があると思います。生活保護を見てきた立場では、このような議論の立て方では今でも足りないし、例えば人員が削られてしまうのではないかという気がしまして、そうでないならば、厚労省で考えられている範囲のもう少し大きな状況説明と見取り図をいただければなど改めて思いました。以上です。

○新保座長 岩永構成員、ありがとうございました。

続いて、垣田構成員、お願いいたします。

○垣田構成員 私は、この素案に関する意見について、居住支援の箇所限定して申し上げます。先月の「各事業の在り方検討班」のワーキングでは、私は居住支援のあり方に関して、3つの点を中心に意見を申し上げました。私のスライドの2ページです。まず、しっかり居住支援のニーズ把握をすべきということ。そして、住宅手当のような現金給付が必要ということ。さらに、現行の一時生活支援のサービス給付のあり方を見直す必要があるのではないかということです。そのうち居住支援のニーズ把握に関しては、スライドの3ページに掲載している資料のとおり、ホームレス概数調査の結果と異なって、実際に生活保護や自立相談支援事業の相談に来られる方が非常に多いことに基づいて申し上げたものです。

今回、論点整理の素案を頂きまして、私が特に注目した点に関して、スライドの7ページに列記しております。

それらの点に関して、スライドの8ページ以降で、私がつけ加えたい意見を申し上げます。例えば自治体におけるホームレス・不安定居住者からの相談件数等の検証が必要なことや、一時生活支援事業の実施自治体と未実施自治体との不公平や流入の問題を考えると、実施率の向上が必要ではないかという点は、今回の素案に私の意見も踏まえて記載いただいております。その点につきまして、例えば就労準備支援事業や家計改善支援事業に関しては、今回の素案の論点の箇所において必須化に言及されていて、検討事項も記載されていますけれども、私が申し上げるまでもなく、住居なくして就労準備や家計改善は進まないわけですから、居住支援に関しても対等に必須化の議論をしっかりと行うべきと考えています。

その際に、必須化の必要性を具体的に検討するためには、事業を実施したほうが良いというようなトーンではなくて、例えば厚生労働省が未実施自治体を対象にして、過去1年間、ホームレスや不安定居住者がどのくらい生活保護や自立相談支援事業の相談に来られているかという実績の照会を速やかに実施していただき、この論点整理の取りまとめに当たって検討すべきではないかと考えています。

必須化の検討に当たっては、補助率の引上げについても素案に記載されていますけれども、先月の「各事業の在り方検討班」のワーキングでも意見が出されたように、補助率が極端に言って10分の10に引き上げられたとしても、任意事業であることを理由に実施しな

い自治体の声があるということも視野に入れる必要があると思います。

次に、スライド8ページの下のほうに記した、住居確保給付金を住宅手当のような施策に変更することについても、素案に記載いただいております。この点について、素案では、高齢者や自営業者等に対する支援のあり方についても検討する必要があると記載されております。ぜひとも具体的な検討を進めていただきたいと思います。

つけ加えて申し上げたい意見として、スライドの9ページに記した、一時生活支援事業の実施・未実施の問題です。今回の素案の中で、24時間365日、緊急でその日にでも、アセスメントなどを抜きにして泊まれるような施設が必要ではないかということが記されています。私もこの趣旨に大賛成です。そこでスライドの9ページでは、現行のシェルター等の一時宿泊施設と地域居住支援に、この緊急宿泊施設を加えて三本柱にしたうえで、事業の名称も、単に一時生活支援ではありませんので、居住支援事業という新しい名前に変更してはどうかと提案しています。実際、厚生労働省の今回の素案の中でも居住支援という言葉が多く用いられています。

この居住支援事業について、一時生活支援事業の未実施自治体におけるニーズの検証を踏まえて、必須化する必要があるのではないかと考えています。宿泊施設については、一時宿泊施設か緊急宿泊施設のいずれかが全ての自治体で実施されるように、事業の枠組みを検討する必要があるのではないかと考えています。

その際には、小規模自治体において宿泊施設の確保が困難な事情も踏まえて、広域実施を推進することが必要と考えています。

最後に、スライドの10ページです。一時生活支援事業もしくは名称変更して居住支援事業を全国で漏れなく提供するために、これまで掲げられてきた事業実施に至るシナリオを考え直す必要があるのではないかとこの点です。つまり、未実施自治体が実施するようになって、全国で実施率が上がって、そして必須化が検討されるようになるというシナリオを想定するのはもうやめて、別のシナリオを探れないかという提起です。すなわち、厚生労働省が未実施自治体におけるニーズの調査をしっかりと行い、事業実施の必要性を明らかにする。そして、事業実施の必要性を踏まえて必須化し、それによって未実施自治体が実施するようになるのだろうと考えます。

私の意見は以上です。ありがとうございました。

○新保座長 垣田構成員、ありがとうございました。

次に、坂入構成員、お願いいたします。

○坂入構成員 お願いします。茨城県庁の坂入と申します。私のほうからは、都道府県の立場からいろいろと確認させていただく中での意見を述べさせていただければなと思っております。

私、改めてこの資料を読んだときに感じたことなのですが、確実につなぐ、あるいはつなぎというのが改めて大切だなと思いました。このつなぎ、つなぐというのでも幾つか種類があると思うのですが、まず1つ目は、任意事業へのつなぎ。入り口という

のは、このコロナ禍で、自立相談支援機関の相談窓口というのはかなり周知されている状況かなと思います。なので、これからは本格的に出口支援を考えていかなければならないと、改めて感じました。それは、自立相談支援機関で支援の押しつけにならないように、丁寧に対象者の方に説明するとともに、必要に応じて一時的に任意事業を利用してもらい、具体的なイメージをつけてもらうなど、任意事業を確実に利用できるような自立相談支援機関の進め方というものがとても大切になるかなと思います。

一方で、今年度から自立支援金等の新たな給付金が創設されるなど、自立相談支援機関の方々の役割は増す一方かなと思います。そこで、これらのつながぎを実現していくためには、自立相談支援機関の体制整備あるいは任意事業につなぐ仕組みづくりというのが不可欠になると思います。その上で、就労準備支援あるいは家計改善支援、出口支援と呼ばれるこの2つが必要な対象者の方に支援を提供できるよう、もちろん必須化し、誰もが等しく利用できるような体制の整備が求められていると思います。特に、対象者の方、我々が関わる方というのは、転居したりすることも多いので、転居前の自治体が任意事業の支援者を継続的に支援したりといったところを、より柔軟にできるような進め方が望まれているかなと思います。

また、自立相談支援機関と任意事業の体制を整備する際には、どうしても一定のお金がかかってくると思いますので、これまでの検討会の中でも申し上げているように、補助率の引上げ、財源の措置というのはセットかなと思います。

次に、2つ目のつながぎですけれども、他機関あるいは他制度へのつながぎです。これだけ相談件数が増加している中で、また問題が複雑化するというデータが出ていると思うのですけれども、もはや自立相談支援機関のみで解決できる課題はほぼないかなと思っています。自立相談支援事業者を利用する方々の困窮の状態というのは、今に始まったわけではなくて、これまで、あるいは生まれる前の世代から引き継がれているケースも少なくありません。当県においても、一時生活支援事業を利用し、無事にその期間に就職が決まって生活の見通しが立ったのですけれども、しばらくすると連絡が取れなくなるようなケースもありました。

そのため、他機関の制度につなぐとき、他制度につなぐとき、特に生活困窮者自立支援制度から生活保護につなぐとき、また生活保護から生活困窮者自立支援制度にそれぞれつなぐに当たり、支援会議を有効に活用して、確実なつながぎというのが必要になってくると思います。この支援会議の設置というのは非常に画期的だと思っておりまして、15ページにもあるように、令和元年度の設置がまだ4割程度にとどまっているということですので、これらは早急に進めていく必要があるかなと思います。他機関あるいは他制度へのつながぎを実現するためには、お互いの組織を知り、ふだんから顔の見える関係づくりが不可欠であると思います。年間のスケジュール等を決めて、定期的に支援会議を開催して進めていくというのが望まれます。

最後に、支援者あるいは自治体職員をつなぐつながぎですけれども、これらのつながぎを実現して

いくためには、県内の自治体や自立相談支援機関同士のボトムアップが不可欠かなと思います。もちろん、自立相談支援機関の横のつながり、あるいは他機関など、ふだんから研修や情報共有の機会を改めて進めていく必要があると思います。その際は、都道府県職員として他機関のデータをきちんと提供したり、実際にそれだけではなくて、アウトリーチをして我々も声を聞くというのをしていかなければならないと思っております。併せて、厚労省の方にも自治体を訪問いただいて、現場の声を聞いていただければ、よりいいかなと思っています。

以上です。

○新保座長 坂入構成員、ありがとうございました。

次に、鈴木由美構成員、お願いいたします。

○鈴木（由）構成員 よろしく申し上げます。

改めて、事務局の皆様、このような形でまとめていただいて、ありがとうございました。

私は、就労支援のところで意見を述べさせていただいて、私が提案した内容というのは網羅されていたかなと思うのですけれども、改めて事務局の説明を聞いて思ったのは、自立相談とか生活困窮の制度自体に課せられている役割というのがとても重くなっているなという感じがしています。私も現場にいる1人ですし、現場の職員の顔を思い浮かべながら、この話を聞いて、これを現場に戻したときにみんなどういう反応をするかなと思ったときに、深いため息が出てきそうだなというのが正直な感想です。ただし、この報告書に載っている内容というのはとても大切な議論ですし、それ自体はやっていく必要があるのかなと思うのですが、ここで議論されている内容と、今、現場で起きている相談員の気持ちというのがついていけるのかなというのが、正直なところ、ありました。

私もたびたび検討会のほうでお話させていただいているのですけれども、相談員の研修のあり方とか人材育成という言葉の裏側には、支援者のケアという部分の観点というのがとても必要なのではないかなと思います。支える側、支えられる側を超えていくという言葉はとてもきれいな言葉ではあるのですけれども、一方で、その言葉で支援をすごくストイックに考える相談員もいたりするので、支援者もケアされる存在だっただよというところを何とか少し伝えられるといいのかなと思いました。

人が人を支援するということの大切さとか、法の枠組みを超えた支援ニーズを丁寧に拾い上げていくというところは、理念としてとても大切である一方、それを拾い上げる相談員のスキルというところでは、私の現場を振り返ってみても、まだまだ足りていない部分があるなというのが正直なところでは、それを支える研修だったり、ケアの仕組みだったりというところを同じ温度感で整えていただけると、大変ありがたいなと思います。

とはいえ、いろいろな枠組みが既につくられていると思います。例えば、私たちがやっている就労訓練の部分については、就労訓練アドバイザーという制度があったり、あるいは先ほど言った相談員のSVに関しては、実は都道府県がその役割を担うことができるといったような枠組みは用意されているけれども、その活用は余りされていないというところ

ろもとても大きな問題だと思うので、それがあれば、それをどうやって推進できるのかというところをもう少し国として責任を持って考えていただけるといいのかなと思います。

あとは、支援者側の視点になるのですけれども、役割の兼業というのがすごく多くて、研修会を開催してもなかなか出られないといった問題もあるかなと思いますので、専任化だったり、それぞれの役割に集中できるような体制の確保、体制の整備というところが、これまで皆さんが意見を述べていたように非常に大切かなと思いました。

それから、自治体の温度感というお話、冒頭、青砥さんからも出ていたかなと思います。就労準備支援事業のコンサルとかで全国の自治体に行かせていただくと、先進的な取組をやっている自治体のお話を聞くこともありますし、これから始める、始めたばかりというところでは、対象者がいないとか、対象者をどう見つけていっていいかわからないという、レベルの差というものがかなり明確になっていて、こういった制度の議論の中では先進的な議論がどんどん進んでいくかと思うのですけれどもね。

一方で、そこになかなかとり着けない自治体への支援というものは、報告書にも書いてありますように、継続的なSVとか、コンサルティングに抵抗がある自治体さんもいる中で、もう少し一緒にやっという温度感で基盤を整えていくというものも同時に必要なのではないかなと思いました。

ですので、私が今日の意見で一番言いたかったのは、支援者のケアというところをもう少し出せるといいかなと思いました。人材育成と一緒に支援者のケアという文言が一言入ると大変いいなと思いました。

それ以外については、また別の機会に改めてお話しさせていただければと思います。以上です。ありがとうございます。

○新保座長 鈴木由美構成員、ありがとうございました。

次に、高木構成員、お願いいたします。

○高木構成員 ありがとうございます。

私のほうは、資料の19ページの就労支援のあり方について、お話しさせていただきます。この制度がない時代からすると、就労準備で柔軟な支援につながってきたかなと私は思っています。ただ、経済的に困窮する市民の増加から、働きながら社会とつながることが非常に重要かなと思っています。対象者の声から、自治会や子ども会とか地域のつながりがなくなる中で、会話をしたいとか、近隣とのつき合いをしたいという対象者は増加しているように感じます。その中で、孤立・孤独で困ったときに助けを求める場所がないというところであったり、そういった社会が必要かなと思っています。おおむねいろいろな方々の支援相談を聞くと、やっとながったという方が非常に多くおられますので、そういったこちらからの情報提供というのは本当に必要かなと思っています。

それと、全国の自治体から、取り組みたいけれども、財政難で予算がなく事業が進まないという相談が私のところに結構寄せられています。そうした中で、制度の効果的な利

用・活用を含めて理解を進めることによって、地域循環するのですよ、経済循環するのですよというところの理解が少しずつ始まっているのかなと思いますし、そういった提案というものが必要かと思っています。

一方、対象者から、私に関わっているところだけでなく、全国から、広域実施であるとか窓口がなくて支援が行き届いていないという問合せもあります。そうした市民の意見から、各自治体ごとに必須化を求めていきたい。これは、あくまでも各自治体の意見であったり、住民の意見ですから、そういった声を反映して進める価値があるのかなと思っています。

もう一つは、重層的な支援、一体的支援、包括的実施支援をする中で、就労準備であるとか家計や食料、アウトリーチ、住居という形で、団体が支援できるスキルを持っているのですけれども、縦割りに妨げられて実施できていないところもありますので、よりコンパクトに対象者に沿った十分なコーディネートを進めることで、対象者にとっては安心して法の整備のあり方、目的を達成できる、自立につながられる支援になろうかなと思っていますので、もう少しそういった柔軟性でやれることはどんどんやっていくのだということもこれから期待できるのかなと思っています。

あと、認定就労訓練でいえば、このコロナ禍で事業所が少しずつ増加しておりますし、自治体の理解も少しずつ拡散しております。そうした意味では、各アドバイザーを含めた呼びかけによって、さらに実施と効果の必要性は期待されるのかなと思っています。

それと、自治体が実施主体というところで、庁内の学習会をやっていきたいということであるとか、地元の団体がなければ、そういった団体に呼びかけるために、各自治体の中でも広げていきたいということも言われています。自治体の理解があって、入り口があって、先ほどあったように出口がないという行き詰まった状況がある中で、そうした呼びかけも必要じゃないかなと思っていますし、厚労省のほうから、福祉課のほうには重要性の理解を含めて発信していますけれども、全国市長会とか財務部局の呼びかけを含めて、この実施の必要性というのを改めて呼びかけていただきたいなというのを感じます。各部局の中で呼びかけても、それがなかなか進まないという課題も出てきております。

それと、最終的な論点のところでは、就労支援で様々な職種を経験したり、インセンティブ効果で自立が加速するというのは明確ですし、一体的に働きながら定着支援につなげる短期就労や生活支援を並行する形も十分あるだろうなと思っています。

最後に、ハローワークで人材がない場合というのも企業さんからよく聞きますので、福祉から見る職業紹介を呼びかけながら、市民の状況や民間企業が人材を求めるマッチングというのがこれから重要になってくるかと思っておりますので、ぜひとも進めていただきたいなと思います。

以上です。

○新保座長 高木構成員、ありがとうございました。

それでは、立岡構成員、お願いいたします。

○立岡構成員 では、画面共有させてください。それでは、お話しさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。基本的に事務局案に関しては、ほぼ意見を網羅して下さっているなと思ひています。ただ、5分間もらったので、言ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

まず、意見1なのですけれども、これは唐木さんがいつも渋い顔をされるのですけれども、P21に書かれているのですけれども、就労準備を利用する部分に関しての交通費がないから利用できませんという部分がありまして、しつこく言ひます。交通費、何とかできるように。論点のほうにもここの部分が抜けていますから、交通費が出るような感じの仕組みを論点で入れてもらひたいなと思ひます。

2つ目です。特定求職者の特開金の部分に関して、認定訓練事業だけが特定派遣みたいな感じで書かれていありますが、これは自立相談就労支援もそうだし、就労準備の中においても、どっちでも体験実習をやっていますから、そういったものを全部受入実績として追加して特開金を使えるようにしていただきたいなと思ひます。

3番目です。新卒の3年以内の離職率が高いのです。辞めさせない支援といった部分を、困窮の枠組みの中でやる。辞めてから支援するより、辞めないで支援するほうが楽なわけです。だから、辞めさせない支援というものをきちんとやるべきではないかなと思ひます。

4番目です。住居確保給付金をきっかけに不動産等居住支援と言ひていありますが、もっと言ったら家賃、水光熱費、税金滞納の段階で、住まい続けられるようにちゃんとすべきなのですね。だから、その社会資源同士がつながる仕組みをつくるとしたほうがいいと思ひます。

それと、P49の身寄りの問題の部分ですけれども、家族機能の社会化というのが書かれるようになったのですけれども、困窮の窓口が家族機能の社会化において何をすべきかというところをちゃんと議論する必要があるまで書き込む必要があると思ひます。

それと、P47とP49で、居住支援においてはということ、保証人とか孤独死の問題を書ひていありますが、実際、居住支援に関わりません。これは、医療の問題が今回、全然出ていないような気がするのですけれども、医療同意は求められないようになるかも分からないけれども、ガイドラインにおいては困窮の自立の窓口が書かれているので。では、実際に医療機関から困窮の窓口は何をしてくれるのですかといつたときに、医療決定の部分で相談支援のところは何ができるのだろうかということを考える必要があると思ひるので、医療決定の部分に関しては、P47に入れる必要があるのではないかなと思ひます。

続いて、P54に支援担当者の特性を見立てる研修や仕組みというのもちゃんと入れてほしいなと思ひます。

あとは、P56の被災者支援は、何度も言ひ続けているのですけれども、しつこいと言われるぐらい言ひ続けているのですけれども、その割に大規模、中規模、小規模の災害規模に合わせた具体的な支援体制を平時から構築すべきであると、大規模、中規模、小規模というところもちゃんと入れてもらひたいなと思ひています。これは、災害の規模によって使

える制度が全然違うのです。平時の上に被災者支援というものが乗ってくるわけです。でも、それは規模によって違うと言ったとしても、自立相談はきちんと対応できるようにしておくということが、被災で最大の困難者というのは困窮も来るわけですね。ですから、その辺は考えていただきたいなと思います。

最後が一番言いたいことです。ここまで自立相談の窓口がなくてはならない存在になったわけです。その割に予算が少ない。これが一番じゃないかと思います。予算をきちんと充実させて、その上で役割を担えるとしていかないといけないのではないかなということ、ぜひとも予算の増額をというところもきちんと論点に入れていただきたいと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○新保座長 立岡構成員、ありがとうございました。

次に、中森構成員、お願いいたします。

○中森構成員 よろしくお願いいたします。

私からは、家計改善支援員ということで、家計改善に特化したお話しをしたいと思います。家計改善支援に関しては、必須化ということが何年も言われていながらも、なかなか必須化に至らない問題点が何かということもつけ加えてもらえたらと思ってお話しをしたいと思います。

必須化に関しては、来年の1月から特例貸付の償還が始まることから、さらに必須化の必要性が言われていますが、実施率を見ると、令和3年度では7割くらい家計相談を実施していて、来年度は8割以上の見込みになっていると聞いております。では、15%程度の自治体を実施できないのはなぜかというところで、未実施の自治体にヒアリングをしてみました。

問題点の1つが、予算の確保でした。立岡さんからもお話がありましたが、予算が少ないという点だけでなく、そもそも予算の確保が難しいと聞いております。なぜかという、家計改善支援というものがどういった効果があるのか、具体的な数字が挙げられていないことが1つの要因になっているようです。そのためには、家計改善支援事業に特化した報告書の作成、エビデンスなどが必要になるのではないかなと思われました。効果検証に関しては、数値だけではなくて、事業運用で見られた変化として、精神の安定や自立意欲の向上などもありますので、そういったことが理解できることで予算を確保しての支援が必要なものであるということを伝えることが必要かなと思っています。

もう一点は、人材がないということも聞いております。地域に相談支援をできる人がいない。あとは、広域地域の場合は支援するための移動距離の問題もあると聞いております。そのため、人材育成が必要になると考えております。人材育成に関しても、前回の検討会でも話がありましたが、正確性や客観性を担保するために、エビデンスに基づいた支援手法の確立が必要になってくるので、そのエビデンスをどうするかというデータの取り方から検討することが必要だと思っています。ばらばらにデータを取っていても、それがエビデンスになっていかないので、統計データとしてどのように取るのかがいいかとい

うところも併せて検討する必要があると考えております。

あと、伴走支援のための方法としても有効だとは思いますが、貸付と一緒に伴走支援ができないかというニーズはあります。しかし、貸すことと相談をセットにとはなかなか言いづらい部分もあります。それをどう乗り越えて伴走支援していくのかというところを検討する必要があると思います。

また、相談対応時間の検討も必要ではないかと思えます。相談に行くための自治体は、ほとんどのところが平日しかやっていません。朝8時半から夕方5時ぐらいまでです。仕事をしている方でお給料が時間によって変わる方、有給休暇がない方というのは、相談に行けるかというところ、収入が減るためなかなか行けないので、相談対応時間を土日祝日・夜間というところも検討しなければいけないのではないかなと思っております。

そのほかの対策としては、オンラインの活用があるのではないかと。これまでの議論でも何度も出てきましたが、オンラインを使った仕組みの構築とその費用の捻出が必要だと思います。仕組みがあって、やりなさいだけではなくて、どんなふうに構築すればいいのかというサポートも一緒にやらないと、予算だけがあってもできません。オンラインはやり方も難しいと思いますので、支援者側だけでなく、相談者側への支援も必要かと思っております。

ほかには、関係機関とうまく連携できないというお話があります。家計改善支援が家計簿をつけて、あれをやめろ、これをやめろというイメージが先行してしまっているのも、相談者だけでなく、関係機関の誤解もあると思います。そういった意味でも、関係機関にどんなことができるのかを理解してもらうために、エビデンスでこういった効果があるということを伝えていく必要があると思います。

そして、これは何度も議論がありますけれども、制度として構築してもらいたいこと。給付または貸付の創設です。グリーンコープさんでやっているようなつなぎ資金としての少額の貸付、即日に貸せるものがあることで、信頼関係の構築になりますので、そういった予算の確保。あと、都市圏では住居確保給付金があっても、家賃が高額で、転居しなければ根本の解決にならないということも多いので、転居費用の貸付。一時生活だけでなく、転居するための貸付もあつたらいいなと思っております。

最後に、東京近郊で事業の選定に関しても、家計改善支援のみ単独でプロポーザルが出ることが少なくなってきていますので、任意事業を単独でプロポーザルをするということで専門性を高めることも必要ではないかと思えます。

以上となります。

○新保座長 中森構成員、ありがとうございました。

続いて、林構成員、お願いいたします。

○林構成員 よろしくお願ひいたします。画面共有させていただきます。

私のほうからは、国や自治体の責務、責任といったことを中心に論点をお話ししたいと思います。

まず、1の総論的なページ2からのところですが、2ページから7ページの間で生活保護制度についても触れていただきたいと思います。生活保護との関係については、これまで親会や合同ワーキングでの議論としては、コロナウイルス感染症の影響下における意見なども踏まえて議論されてきたと考えております。また、本制度と生活保護制度の一体的な支援というのは、地域共生社会や関連施策との関係にも大いに関連すると考えております。「生活保護制度に関する国と地方の実務者協議」の議論との連携はかなっていない現状ではありますけれども、今後の社会保障審議会の議論において大きな論点の一つになると思料しております。

以上から、生活保護との関係は個別の論点にとどまらない重要なテーマであると考えられますので、45ページにあるような生活保護制度のあり方の記述などを参考に、コロナ禍の生活保護制度についても最初の部分で触れていただければと思います。

次、修文です。3点。

3ページですが、「自治体が機能していると回答することなど」とありますけれども、こちらは「アンケートに」と入れたほうがいいのかなと思いました。

あと、6ページになりますが、「地域における公益的な取組」といった民間の発意による取組と法に基づく取組との連携が各地進んだ」というところで終わっていますけれども、我々の議論から、法の在り方を見直しつつ、結びが「進んだ」というのはちょっと違和感がありましたので、「ことが確認できた」などとしてはどうかと思いました。

また、「新たな社会資源を構築することにより」という文がありますけれども、こちらについては「社会資源を開発することにより」としてはどうかと思いました。

続いて、この部分での質問になりますけれども、事務局への質問です。

6ページの下の部分で、「顕在化した支援ニーズに対応するため、それぞれが創意工夫を凝らし」と書いてありますけれども、ここの「それぞれ」とは何を指しているのか、御教示をいただければと思います。この後に続く、支援者や地域住民という意味なのか、先ほど青砥さんがおっしゃっていた、いわゆる公民関係のようなものなのか、ここが分かりづらかったので、御教示お願いできればと思います。

あと、7ページ目の結びの前の最後のところですが、「本当の意味での生活再建」という言葉が出てきますけれども、どういうことで本当の意味の生活再建という言葉を使われているのか、御教示をお願いしたいと思います。

次に、個別論点の部分になります。8ページからの部分です。

8ページの現状の評価と課題の中で、人員体制に関する課題や自治体間の取組の格差などが記述されています。この記述に関しては、私は、12月20日のワーキンググループで述べさせていただきました、国や自治体の責任・責務の視点から本制度を考えることの必要性を示していると感じました。このことから、(1)生活困窮者自立支援のあり方の中に、国・都道府県等の責務・努力義務等の論点を加えて、その論点の中に、18ページのほうで記述されています「支援員の適切な配置」とか「政策立案や庁内連携強化のための部局へ

の専従職員の配置」等を記述してはどうかと考えます。先ほどの議論もお伺いする中で、研修などもこういった中に入るのかなとも思いました。

次に、50ページからの支援を行う枠組みになります。こちらについては、居住支援は一時生活支援事業の従事者だけではなくて、全ての従事者に必要があると考えます。

最後に2点です。

新たに提案する論点としては、福祉事務所についてです。これは、横断的課題のほうかなと思いましたが、これまで発言することがなかったのですけれども、重層的支援体制整備事業の施行などの政策展開の中で、福祉に関する事務所としての福祉事務所との関係はどうあるべきか。福祉事務所業務を含めた検討も必要と考えます。

最後に質問です。総務省の行政評価局のホームページのほうで、今年度、「生活困窮者の自立支援対策に関する行政評価」が実施されている旨が掲載されていたので、この調査結果の中に本ワーキンググループの議論で挙がらなかった課題等があれば、御教示、情報共有をお願いできればと思います。

以上です。

○新保座長 林構成員、ありがとうございました。質問もいただきましたけれども、これは最後に可能な範囲でまとめてお答えいただこうかと思えます。

次に、村木構成員、お願いいたします。

○村木構成員 ありがとうございます。

私のほうから、個別具体的な案については、今回の本素案のほうにほとんど入れていただいておりますので、支援事業を実施している一法人として、少し俯瞰した、そしてちょっと抽象的になるかもしれませんが、私どもの願いも込めて、ちょっと御意見をさせていただきたいと思っております。

本制度の趣旨は、本素案においても重々強調されているところかと思えます。改めて確認すると、個別対象別である今の制度を、生活困窮者というのを1つの軸にして包括型・横断型にしましょう。そして、制度のはざまに陥らせない。これが本制度の趣旨・理念でございます。そういった中で、すみません、「明確化」という非常に分かりづらい話をしてしまったのですけれども、各事業をブラッシュアップしていこうというのが、このワーキンググループの一つの趣旨でもありますので、そういったことをすることに対して、制度である以上、ある程度のルールを決めることは仕方がないことかもしれませんが、こういったところをちょっと御意見としてお話しをさせていただきたいということでございます。

まず、1つ目が、対象の方や使える事業が絞られていくということ。もう一つ、高度な専門性や専用の建物等を有しなければならないこと。画一的なルール、単一的な支援に縛られるようなこと。先ほども青砥さんの意見の中でもありましたけれども、学習支援というのは生活支援と同時に行われるべきことである。そういった中で、学習支援ということであれば、学習支援だけをやるということにならないような形を、今、こういうふう

になっているということではございません。今後、将来的にこういうふうになっていくということがないようにということでの、この3つの意見でございます。

時間がありませんので、個別の話はこれで控えさせていただきたいと思っておりますけれども、今回、包括的・横断的であるというところに関しては、曖昧さを内包するところがあるかと思っております。先ほど来、いろいろな皆様方の御意見の中でも、行政よっての温度差があるとか、枠組みがあっても使えないとか、そういったことがありました。この曖昧さというところが、今回の対応の難しさ、取り組みづらさの一因とも推測されております。制度として、一つ一つの事業が明確になればなるほど、取組としては増していきまますけれども、本制度の趣旨というところから乖離していくのではないかとこのところでございます。

私たち、一法人でございますけれども、社会福祉事業を営む法人でもありますけれども、種別とか制度の壁ということが往々にしてございます。例えば、介護保険制度でよいとされていることが、困窮のほうの事業では駄目だったというところがあります。そうすると、決められたことを決められたとおりにやること以外はしなくなる。そういうバイアスがかかってくる場合があります。しかし、私どもにおいても、前回お話しをさせていただきましてけれども、対象や理由を問わないというところで、私どもが持っている機能を開放しましょうということをやっていたり、もしくは地域における公益的な取組に代表されるように、法人が持つ有形無形の資源を活用して困窮者支援に取り組んでいるところがございます。

そうしたことができるというところも、自由な裁量と発想で行える部分、ここでは余白もしくはバッファと書きましたけれども、そういったところがあるからでございます。ですので、横断型、そして包括型という本制度の趣旨というものを明確にしていくためにも、ぜひともこういったところに関しては少し自由な発想、もしくは自由な裁量で認められる部分があっただきたいなというところでございます。

そして、最後でございますけれども、本素案の11ページの最後の○、先ほど室長のほうからも御説明がありましたけれども、「子ども」「障害者」「高齢者」、そして「生活困窮者」というのはカテゴリーの一つになっている。そういったことは避けるべきではないかというのは、まさに私も同じ意見でございます。本制度が既存の様々な福祉制度をつなげるハブとして機能していただきたいというところも改めて意見として申し上げて、私の意見とさせていただきます。

ありがとうございました。

○新保座長 村木構成員、どうもありがとうございました。

それでは、守屋構成員、お願いいたします。

○守屋構成員 守屋です。よろしく申し上げます。

私は「各事業の在り方検討班」の中で、自立相談支援事業を実施している社会福祉協議会という立ち位置で、地域福祉推進における困窮者支援に主軸を持ちながら、皆さんと議

論を交わさせていただきました。今日は、まとめていただきました論点に対して、6点意見を用意しております。全て口頭にて説明します。

1つ目は、各事業それぞれの実践事例や取組課題を聞くにつれて、一つ一つの事業自体はとても成熟してきていると改めて感じます。一方でそれらがばらばらでなく、自立相談支援機関として、または自治体エリアで束ねていく仕組みが重要であると考えます。

2点目は、特例貸付についてです。論点整理の中でも貸付と相談を一体的に運用することを書き込んでいただいているのですが、今回、コロナ特例貸付の総合支援資金の利用に際して、特に延長貸付、再貸付においては、自立相談支援機関の利用が条件になったことに関して、それがよかったのか、よくなかったのか、地方によってどうだったのか、その辺りの一定の検証も加えていただく必要が十分にあるように感じます。それによって、今後、給付や貸付と相談がセットなのか、しっかり議論する必要があると考えます。

3点目は、16ページ、18ページ辺りの自立相談支援事業及び全体の体制確保についてです。特に自立相談支援機関の委託選定方法に関連して、配置基準と評価については、委託を受けやすい、委託しやすい、また評価されやすい、評価しやすい仕組みや配置基準を設定していただきたいと思います。15ページに、支援員の数とプラン件数に負の相関関係があると記載されていますので、その要因が何なのかということについては検証いただけたらなと思っております。

4点目は、17ページ辺りの支援会議に関してです。支援会議につきましては、今後の重層事業と関連しながらやっていく必要があるのですが、自立相談支援機関がコーディネーター役などを担っていく必要があると思います。重層と困窮との関係について、重層事業を活用するのか、組み込まれていくのか、それは多分自治体によりけりだと思うのですが、一定の考え方の整理やモデル提示が必要ではないかなと感じます。

5点目は、家計改善事業の必須化に当たりましては、自立相談支援機関との連携、位置づけがイコールなのかどうかということも含めて、この辺りは連携を前提とする、もしくは自立相談支援機関の中に家計支援員がいるような状況で、一体的に運用するような姿勢が必要ではないかと思っています。

最後6点目は、福祉事務所を含めた行政との連携についてです。生活保護制度だけでなく包括的に福祉事務所との連携という視点で連携体制を取っていく必要があると考えています。そのためには、自治体エリアで制度をばらばらに行うのではなく、全体的なマネジメント機能と一元的な情報の共有が必須であると考えます。

以上です。

○新保座長 守屋構成員、ありがとうございました。

「各事業の在り方検討班」の皆様、御発言ありがとうございました。

それでは、15時12分にスタートしたいと思います。ありがとうございました。

(休 憩)

○新保座長 それでは、これから後半、「横断的課題検討班」の皆様からの御発言をお願いしたいのですが、少し時間が押しております。横断的課題検討班の構成員の皆様でお急ぎの方がいらっしゃいましたら、順番を早めることが可能ですけれども、皆様、よろしいでしょうか。大丈夫そうでしょうか。ありがとうございます。

それでは、横断的課題検討班の朝比奈構成員、お願いいたします。

○朝比奈構成員 朝比奈です。よろしく申し上げます。いつもは1番なので、助かります。ありがとうございます。

半分ぐらいは皆さんの御意見を聞いてということになりますが、まず、素案のところ、13ページ、コロナ禍で顕在化したニーズの特徴としてというような表現がされて、例えば住まいの不安定な方々のこと、それから複雑化・複合化した課題を抱えた方々のことという結論になっているのですけれども、私、このような課題の多くは、コロナによってそうなったということではなくて、もともとそういう方たちがいらっしゃったのが、コロナであらわになったということだと認識しておりますので、その辺り、表現の仕方を検討していただければと思います。

それから、垣田構成員から、一時生活支援を含めた居住支援のお話が出ました。私どもで一時生活支援をやっていますけれども、制度の中では、その一時生活支援事業自体はステップハウスのような運用の仕方をしていて、緊急時のシェルターは別枠で民間団体がやっているところを活用して、ちょっと様子を見て一時生活支援を使っていただくような運用の仕方をしています。私は、相談申込みをしない自由ということも大切だと思っていて、その2泊3泊の中で一呼吸置く。ここからまた援助関係が始まっていくのだと思うのですね。

おっしゃるとおり、この2泊3泊のシェルターは、もしかしたら公益の運用というほうがいいのかも思えないなと思ったのですけれども、一時生活支援事業の取組が広がったり、進化していく中で、こういう様々なバリエーションとか段階ということも考えていく必要が出てきているのではないかと思います。

それから、一時生活支援も同様なのですけれども、どなたかもおっしゃっていましたが、入り口と出口というのはお互いに相関関係にあるだろうと思っていて、どういう支援のノウハウとか枠組みとかアプローチが持てるかによって、相談の受け止めも変わってくると思うのですね。そういう意味で、多様な相談者層ということを想定するとしたら、それぞれの認識を、特に就労とか一時生活、それから、もしかしたら学習支援についても、様々なバリエーションを持っておくということが、入り口・間口を広げる上でも重要なのではないかなと思っています。

そういう意味で、私どもでは、社会福祉法人が事業の委託を受けているのですけれども、学習支援以外は一時生活も就労も家計も1本の仕様書になっているので、受託団体のほうでどうやったらできるかと考えて、協力団体をオーバーしてリクルートして人を出しても

らって、結果として一法人の受託ですけれども、企業体のような形式を取ってやっているのです。でも、これを事前に自治体と協議しようと思っても、いろいろな契約上の取扱いルール、ハードルがあって、できないのです。でも、それでいいのだろうかということを常々疑問に思っていて、皆さんおっしゃっていましたが、制度を運用すること自体が地域を育てていく、地域をつくっていくということに多分なるので、こういう議論をどこで、どうやっていくのがいいのだろうかということを常日頃思っているところです。

もう一つが、委託という形式だけでやっていること自体が、制度の硬直化になっているのではないか。例えば、委託の形式以外に1点幾ら。例えば、その人が就労支援について1点幾らとか、この人の一時生活、シェルター受入れで幾らみたいなお金の出し方のバリエーションがあることで、1点幾らのところに実績をつくってもらうこともできるのではないか。そんなありようも考えていく必要があるのかなと思っています。この多様性ということは24時間365日の点でも一緒だし、立岡さんがおっしゃるような辞めさせない支援をするためには、夜とか休みも動かないとその支援はできないなと思っています。

すみません、最後です。村木構成員の御意見に大賛成で、きめ込みをつくっていけばいくほど制度はかたくなるし、それぞれの事業の専門性はすごく大事なのですけれども、そこを主張すればするほど、全体としての統合性ということが恐らく失われていく。ここをどうしていくかということを皆さんと一緒に悩んでいきたいなと思います。

私からは以上です。

○新保座長 朝比奈構成員、ありがとうございました。

続いて、穴澤構成員、お願いいたします。

○穴澤構成員 よろしく申し上げます。穴澤です。

私は、中間支援と後方支援というところの切り口からお話しをさせていただければと思います。意見を随分書いていただけたなと思っています。その中で、さらにそこをちょっと突っ込んで話をしようかなと思います。というのは、今まで皆さんの話を聞きながら、現実的にどんなふうにしたらこれが実現されるのかなというところが、現場の思いとしてはあります。そうなったときに、各自治体から私どもは委託を受けてやっていたりしますが、そうすると、任意事業も各自治体が各自治体の中で予算確保できなくてとか、実績もなかなかないので予算化が難しいですよというのは、各自治体の話としてもあります。これは多分、厚生労働省も同じような悩みを抱えているだろうと。

思ったのですけれども、この中間支援というのをどこかがやるのではなくて、困窮支援事業を各実施自治体がやる部分と、あえて言うなら、各自治体は例えばネットワークに参加しないといけない。このネットワークで事業を検討したり、やれていない事業を、例えばその県にお金がおきて、そこから任意事業では各自治体はまだやっていないのだけれども、そのネットワークからお金を遣って各自治体の実績をつくれる。その実績を基にしながら任意事業になっていって、それが行く行く必須事業になっていくような仕組みというのをつくるというのは、1つの手だてとしてあるのかなと、皆さんの話を聞きながら、私

も現場としてはそれを考えていました。

そのネットワークは、そう考えると3つぐらい機能があって、ネットワークに参加することによって未実施事業ができるというメリットがあります。本当は、現場としてはしたい。でも、予算が通らないからなかなかできないという未実施事業がネットワークに落ちてきた事業でできる。

あと、県の中でも質の担保というのはあると思います。自治体を含めて、現場では人が入れ代わったりしますから、そういう意味で言うと、県としての質の担保というところはあるのだろう。

それと、独自事業。県の中でそれぞれの地域課題は違うわけです。その中で、県で必要と思うような事業。北海道で言うと広過ぎるので、その中でフードバンクでどこか1か所、今回、ちょっとやってみたのですけれども、郵送費が絶対必要だみたいな話がある。そうすると、北海道の分を郵送費をネットワークで予算化するかみたいなことがあってもいいのではないかと。

その3つですね。未実施事業ができる、独自事業の実施、あと質の担保みたいところをネットワーク。それが中間支援となって機能できれば。そのネットワーク自体は誰かがやるのではなくて、そこのみんなでやるということができればいいと、皆さんの話を聞いて思っていました。私の現場としても、そんなことを思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

○新保座長 穴澤構成員、ありがとうございました。

それでは、尾崎構成員、お願いいたします。

○尾崎構成員 京都府の地域福祉推進課の尾崎です。よろしくお願いします。

京都府ではというか、どこの自治体さんもそうかもしれないですけれども、今、来年度の事業実施に向けてプロポーザルが始まっています、この間からプロポーザルの場で実施していただいている事業者さんとか有識者の先生方とお話しをさせていただいたことが何回かありましたので、先週も発表させていただいたのですけれども、追加でそのときに気がついたことなどを報告させてもらいたいと思います。

1つは、子どもの学習支援事業ですけれども、京都府を何地域かに分けて委託の形でしているのですけれども、結果として、今までしていただいていたNPOさんが引き続きやっていただけるのかなというところが多いのです。ただ、なかなか厳しい、やり方として苦労されているところがありまして、1つは、田舎なので交通手段が限られていて、会場に子どもに来てもらう形が難しく、車での訪問型が望ましいという地域が結構あるのですけれども、そのときに車をどうやって確保するのか、保険をどうするのかとか、すぐにこちらのほうでもいいですよと言えないような課題が幾つかあります。

また、学習の内容のことも、希望があれば高校生を対象にしたりするのですけれども、そのNPOさんでは高校生の勉強まではちょっと難しいなとか、いろいろありまして、そういうのも考えたときに、今、学習と生活支援という形になっているのですけれども、生活支

援のほうでいくなら、学習というよりも、私、昔、農林部局にて、食育を担当していたのですけれども、そっちのほうが親和性というか、相性がいいのではないかと思ったりします。生活困窮者の自立支援事業ですけれども、厚生労働省さんだけでなく、そういう農林とか教育部門の使える事業といいますか、連携がもっと進んでもいいのかなということをおもったりしました。

あと、プロポーザルの有識者のほうで、市の担当者さんに何人か来ていただいていたのですけれども、久しぶりに会ったというお話しをされているところがありまして、コロナで対面での会議が京都府の中でもすごく少なくなっていて、会う機会がないということで、担当同士でお話しする機会がなくて、京都府の職員同士もそうなのですけれども、支援者の支援というお話が今日も出ていたと思うのですけれども、お互いに情報共有し合っただけで支え合うみたいな仕組みを、京都府としてももっと考えないといけないなというのを改めて思いました。

あと、これまでのお話の中で思ったのですけれども、事業者さんとか都道府県によって、得意なこととか課題も違いますので、制度の枠組みの中でというよりも、提案型といいますか、この地域ではこういうふうにやりたいというのをこちらから言わせていただいて、お金は頂きたいということができたらありがたいなと、今、思いました。

○新保座長 尾崎構成員、ありがとうございました。

続きまして、鏑木構成員、お願いいたします。

○鏑木構成員 よろしくお願ひいたします。

私は、これまでワーキングの中で発言したことを盛り込んでいただいたかなと思いましたが、修文でお願いしたいところなどを中心に申し上げたいと思います。

まず、2ページ目の3ポツ目ですけれども、法は、一貫して、ここに書いてあるような理念を掲げたと書いていただいているのですけれども、平成30年の改正前はまで、理念の規定はあくまでも運用上で定められていたにとどまるため、一貫して法が掲げたという記述は違和感を覚えました。そこで、法の理念として、ここに書いてあるようなものが掲げられたという形の表現に変えていただいたほうが正確かなと思いました。

続いて、3ページ目の1ポツ目の下から2～3行目の部分です。とりわけ、コロナ禍で個人事業主やフリーランス、外国人、若年層などこれまで困窮の相談窓口につながっていなかった新たな層が増加したという記述ですけれども、コロナ禍前まで全くつながっていなかったわけではないので、あまりつながっていなかったとか、そういう表現に修正していただいたほうが適切かなと思いました。この表現は12ページにもあったので、同様の意見となります。

あと、10ページの1ポツ目の、法の対象者のあり方が実態に即したものとなるよう、法の規定について改めて検討すべきではないか、という記述についてです。ここは、前回、私のほうから申し上げた内容であり、第3条の部分を上げた部分です。したがって、1ポツ目の3行目は、「法の対象者のあり方」というよりも、対象者の範囲に関する3条

の定義規定のこと指すものであるため、「あり方」という部分を「定義」に変えていただきたいなと思いました。

あと、20ページの3ポツ目、1行目になりますけれども、「一般就労が著しく困難な者を対象とした就労準備支援事業」という表現のうち、「一般就労が著しく困難」という表現が実態と違う部分もあり、やや不適切だと感じました。ほかの部分で使っていらっしゃる表現、すなわち「一般就労に向けた準備が十分整っていない者を対象とした」などの表現に改めていただけたらと思いました。

あと、24ページの2ポツ目の2パラの部分です。ここは「また、小規模自治体においても実施ができるよう、国が積極的に広域実施に関与すべきではないか」というところの書きぶりなのですけれども、前回のワーキングでも都道府県の役割というものを議論したことを踏まえて、就労準備の広域実施に関しては、国や都道府県も含めていただいたほうがよろしいかなと思いました。これに関しては、29ページの家計改善支援事業にも同様の記述がありますので、ここも同様の意見となります。

それから、27ページの1ポツ目ですけれども、家計に関しての説明をさせていただいている部分で、上から4行目、「自力で家計管理を行うことを支援するものである」という表現が、「自力」ということを言ってしまうと、1人で、自分の力だけでと見えてしまう気がするのですが、ほかのところでも書いているような「家計状況を明らかにすることを通して、自ら家計管理ができるようになることを支援する」といったような、気づきを通じて本人の本来の力を取り戻す、いわゆるエンパワメント視点の表現に変えていただきたいなと思いました。

あと、29ページの2ポツの部分は、家計に関する運用面の適切な検証の実施に関して、私が述べた部分かと思います。他方、2パラにある「エビデンスに基づいた手法の確立」に関しては、一番下のポツにある研修や人材育成に関する御発言との関連の中で出てきたものと記憶していますので、一番下のポツに移していただければと思いました。

最後は、これは加筆していただきたいなというところが55ページの帳票・システムの部分なのですけれども、下から1ポツ目、2ポツ目の部分です。必須化の必要性が指摘されている家計や準備に関しては、現在、自立の統計システムとの連動が図れていないという課題が指摘されているかと思います。そこで、「必須化の議論に当たっては、自立の統計システムに家計や就労準備の帳票も連動させ、システム上で両事業の統計も収集できるようにすべきではないか」などの意見も加筆をお願いできればと思いました。

私からは以上です。

○新保座長 鏑木構成員、どうもありがとうございました。

続いて、五石構成員、お願いいたします。

○五石構成員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

私のほうでは、3点ほど申し上げたいと思います。ほとんど網羅していただいているのですが、これまで申し上げていなかった点なのですが、まず、1つは、生活保護制度との

連携のあり方の点で、論点のほうには、共通する理念の下で支援が実施されることが不可欠だという記述があります。また、この理念が失われることがないように留意する必要があるだろうということなのですから、そもそも理念をどうしたら共有できるか、共通化できるかというところが私はちょっと気になっているところです。

と言いますのは、率直に言って、生活保護制度では歴史的に適正化ということが言われていて、保護受給者を減らそう、減らしたいという長年の行政運営の方針が多く自治体であったかと思えます。これは、根本のところでは生活困窮者自立支援制度の理念と一致していないのではないかと感じるところがあります。法の条文を見ますと、生活保護も生活困窮者自立支援法も、第1条で自立の促進と書いてあるのですが、生活困窮者自立支援法第2条では「生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ」云々という理念を掲げています。

そこで、例えば生活保護法でも、そうした基本理念を法令で条文化するというのも考えてもいいのではないかと感じます。特に、保護法の第27条の2の相談及び助言、それから55条の7、就労支援の部分になりますけれども、こういったところで明文化する必要があるのではないかと感じます。特に、これは自治事務に当たりますから、通知ではなくて法令で条文化する必要があるのではないかと感じます。あるいは、これらを生活保護法からそもそも切り離してしまっ、自立支援・就労支援として一体化した法律をつくるという方向を考えてもいいのではないかと感じます。

次が、貧困の連鎖防止・子どもの貧困への対応についてのところですが、自治体の視点から見ますと、近年では子ども家庭総合支援拠点、あるいは子育て世代包括支援センターの設置が大きなテーマになっています。また、子どもの貧困対策のところでは学校のプラットフォーム化ということが言われています。そうしたなか、子どもの貧困対策推進計画の各自治体での策定状況を見てみますと、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習、生活支援事業の位置づけがはっきりしていない。あるいは、もっと言ってしまえば、端のほうに追いやられている感があります。

それから、生活困窮者自立支援制度の相談支援と、こうした拠点やセンターの関係がどうなっているのかというのが非常にはっきりしていないのではないかと感じます。この辺の整理が必要なのではないでしょうか。

特に、10代で学校に通っていない子どもたちへの学校外での教育が重要ではないかと感じ、例えば公民館のお話もあったと思うのですが、資源の有効活用という点では、社会教育という制度がありますが、公民館、図書館、博物館等がありますが、これらとの連携、あるいは予算資源の活用といったことが検討されてもいいのではないかと感じます。

3点目で、デジタル化、ICT化、DX、指標についてですが、どのような仕組みを目標とするのか、どういう仕組みをつくりたいのか、青写真、理念を最初からあらかじめ考えておくべきではないかと感じます。そうしないと、継ぎ接ぎだらけのパッチワークになる可能性があるのではないかと懸念しております。

現在は、コロナ禍でデジタル敗戦ということもあったので、行政のデジタル化が積極的に進められていて、その中で行政が持つデータの規格の統一・統合が検討されているわけで、先ほども齋木構成員のほうでも連動についてお話されましたけれども、今後、生活困窮者自立支援制度の独自のシステムができて、将来的にはほかの情報と連動しない、独自の島ができてしまうのではないかというのが心配としてあって、ほかの全体的な福祉の情報・データと統合するということを念頭に置いて、今後検討していてもいいのではないかと思います。

DX化ですけれども、単にハードの整備だけではなくて、それとともに支援員・職員の働き方の見直しも検討すべきではないかと思います。例えば、SNSを活用することによって、かえって支援員の労働負担が増してしまうということも往々にして考えられますので、デジタル化・DX化が支援員の負担を減らし、また、それによって、支援員が時間をかけたいところにより時間をかけることができるような仕組みを目指して設計していくべきではないかと思います。

最後に、指標のところ、例えば、ソーシャル・インパクト・ボンドという制度があり、それは社会事業の価値を測る際に、もしその事業がなかったらどれぐらいお金がかかるかという測り方をしますが、そういったことも考えると、今のKPIよりも、より実態を表した指標ができるのではないかと思います。そこは検討してもいいのではないのでしょうか。

以上です。ありがとうございました。

○新保座長 五石構成員、ありがとうございました。

それでは、谷口構成員、お願いいたします。

○谷口構成員 早速ですが、画面共有をさせていただきます。

この間の厚生労働省の丁寧な御説明、そして聞き取り、そして今回も現場の声をしっかり反映していただいた取りまとめ、まずは感謝申し上げます。

私のほうから、かぶらないようにとと思っていたのですが、先ほどの五石先生の話に思い切りかぶってしまったのです。ただ、2点ほど補足的な話をさせていただければと思います。

まず、先ほど五石先生が触れていただいたICTの活用の部分についてなのですが、帳票類、相談記録システムをまずは縦割りを突破していくというところ。これは前提でしていく必要があるのだらうと思います。今、子どもに関する各種データの連携による支援実証事業ということで、デジタル庁が貧困、子どもの虐待等に関して分野を超えたデータ連携というものをいよいよ実証実験をやるということで、我々も大学とか行政の皆さんとともに手を挙げたわけですが、取りまとめで気づいたのは、部局・部署・課をまたいだ権限にかかる。これは、地方で取りまとめるのは相当大変だなと感じたところです。そういう意味でいくと、しっかりとした青写真を国のほうで示していただいて、その理念の下でしっかりとシステム開発を行っていくことが重要だらうと思います。

その際、新たな仕事をつくらないと、先ほど五石先生におっしゃっていただいたように、まずはそれぞれの分野で全部統一できればいいのですが、統一化するということになってしまうと、逆に固有の必要なデータ等も各事業によってあるかと思いますので、効率性を失ってしまう可能性もある。そういう意味でいくと、それぞれに必要なデータを含んだ、それぞれのシステムがあっているのですが、それが並び立った上で、ある領域については共通のものをしっかりと吸い上げることができる。共有化することができる。データ統計等を取るときにしっかりと分析ができるシステムを開発していく必要があるだろうと思うところであります。

そういった中で、御覧いただきたいのはこれです。相談記録システムの統合化、共通部分を抽出することができるようなシステムをつくった上で、次はこういうことだと思うのです。生まれてからお亡くなりになるまで、様々な相談支援サービスを受けることになるわけです。支援員が全ての現場を把握するのは難しくなっているわけです。特に、今回、給付とか貸付、求職者支援制度等々、様々な支援制度、これはもともと一つ一つ複雑な要件があるので、使えるかどうかを瞬時に判断できなかつたりするわけです。そういった世帯の情報も含めて、しっかりと吟味した上で結論を出していくことになるわけです。

その上で、今回、タイムリーに施策を打っていただいたということで、要件が次々と変わっていく。こういったことで、そのスピード感をどうしてもキャッチアップできないといった現場も一部出てきたことも考えると、この領域でもデジタルトランスフォーメーションが必要だと思います。まさに、目の前に来ている相談者Aさんの相談内容を受けた、その場で照会した時点で、Aさんが受けられる全てのサービスが一覧でどんと出てくる。さらに、そこで同意が取れば、その場で手続をして給付等が設定して、Aさんがその日からサービスが受けられる。こういったプッシュ型の支援を行う上でも、DXというものが重要になってくるのだらうと思います。そういった意味で、困窮者制度等の改正といったタイミングでも、しっかりと意識を持って、他制度を入れるぐらいの勢いがあるほしいと思います。

2点目の自治体間格差をなくすためにはということではありますが、穴澤さんにもおっしゃっていただいた点が必要だらうと思っています。というのも、まず、厚生労働省が拡充した年でも、自治体の中ではなかなか実現できない。こういったことを考えると、補助金を出す附帯条件として、人員体制の充実等の干渉、踏み込んで勧告といったところまで出せるような状況も検討しなければいけないレベルにあるのかなと思います。

実際、コロナ禍で現場は一生懸命頑張っていて、堪えて、何とか堪え抜いたら、堪え抜けたのなら予算を増やす必要はないでしょうみたいな形になってみたり、いきなり目標値が前よりも上がっていくことも起こり得ることを考えると、まず、自治体でモデル的取組に関しては、国からも直接支援する。あるいは、中間支援団体を通じて支援するというのを考える必要があると思います。

不十分な説明になってしまいましたが、時間になりましたので、以上です。

○新保座長 谷口構成員、どうもありがとうございました。

次に、名嘉構成員、お願いいたします。

○名嘉構成員 沖縄県パーソナル・サポート・センターの名嘉です。

皆さんのお話でほぼ出ていて、新しいことは取り立てて何もないと思うのですが、3つほどお話させていただければと思っています。人材育成と中間支援、支援する側への支援と、制度の名称についてです。

人材育成にせよ、中間支援、支援する側への支援を考えたときに、この制度の理念とか基本的な姿勢というのは、6年、7年たって、かなり浸透してきていると思うのですが、人材育成や支援する側への支援を通して、この理念や基本的な姿勢が共有されて実現、さらに広がって行って浸透していく方向に向かっていくのが望ましいだろうと思っています。理念や理念に基づく基本姿勢というのは、制度の内側にも外側にもあって、それが実現・浸透していくということが望ましいことだろうというときに、まず、人材育成で、これまでの研修の形というものがあって、国研修があって、ブロック別研修があって、それから各都道府県の研修というものがあります。

その研修というのは、それぞれ充実していて、そこについて何かどうこうということではないのですが、さらにつけ加えてやっていく。とりわけ、お互いに制度の内側も外側もよく分かり合うために、隣接する制度に関する研修。例えば、それはテーマ別研修の中でもいいのかもしれないですし、それぞれの都道府県の中での研修でもいいのかもしれませんが、隣接する制度に関する研修が1つと、隣接する制度に関わる人たちと一緒に実証研修。ちょっと前も言ったのですが、生活保護制度を担当している人とかと同じ研修を受ける。そこでそれぞれの制度について、もう少し理解を深めていくという考え方の研修。それは、合同研修ということに例えばなるのかなと思っています。

あと、支援員同士で、大きなところはいいですが、小さいところは1人でいろいろなことをやっていて相談できない。孤立する。支援している人が孤立するという皮肉な状況が時として生まれています。だから、支援員同士の交流もあちこちで実現しているのですが、さらにそこをあえて意図的に交流とか研修を組むというのがあってもいいなと思っています。それが人材育成の面。

それから、連動する話なのですが、支援する側への支援ということ。それが、自治体を支援する、あるいは実施機関を支援する、あるいは支援員を支援するということで、段階というか、層が幾つもあるのかなと思うのですが、支援する側への支援ということを考えたときに、今、任意事業とかでそれぞれ基礎自治体とか都道府県へ行って、自治体コンサルティングという事業があります。それは、参加させてもらっているのですが、大きなところはいろいろなことが自分たちでできているのですが、人口規模が比較的小さいところはすごく苦慮しているということ。

どういうふうに行っているかわからないし、県の兼務で、すごく窮屈とか大変な思いをしているというところがあるので、それぞれの実施の形が千差万別なので、それぞれの形

があったときに、そちらだとかこういうふうな形で実施していくといいのではないのでしょうかという助言というか、コンサルティングというか、あるいはスーパーパイズというか、それぞれの実情や形に合わせた助言ということを行うような支援というのを、必須事業を含めて全部にやっていくということを検討していいのではないかと思います。

最後に、生活困窮者自立支援制度の困窮者なのですが、例えば高齢とか子どもとか、みんなに当てはまるような属性では困窮者はないというか、困窮状態があって、そこからその人が抜けたほうが望ましいという考え方なので、例えば「困窮者」というのを取って、生活自立支援制度とか、望ましいほうへ向かうというので、困窮者の属性を取ってしまうということは、今さらそんなことを言えますかというタイミングで非常に恐縮なのですが、1つ、そういう考え方もあるということで、生活自立支援制度という名称も検討していただければなと思いました。

私からは以上です。ありがとうございました。

○新保座長 名嘉構成員、どうもありがとうございました。

続いて、中島構成員、お願いいたします。

○中島構成員 よろしくお願いたします。

ただ今の、名嘉構成員のお話とか、先ほどの村木構成員の話お話も踏まえて、生活困窮者という「者」でカテゴライズするのではなくて、生活に困難を抱えた世帯への支援であるということはしっかりと認識しておくべきであると、今、改めて思いました。

冒頭、岩永構成員からも、生活福祉資金特例貸付のお話がありました。前回のワーキングの中でも提起させていただきましたが、経済対策なのか減収者の所得補償という社会保障なのか、一方で、私たちは社会福祉の政策として、相談支援が大事だと理解しているので、このことについて、これまでをしっかりと振り返る必要があります。特例貸付は、6月まで延長され、この論点が整理される頃まで行われているので、ここは経済対策あるいは所得補償ではなく、しっかりとした社会福祉政策として実施されるべきだと提起すべきだと思います。

さて、法施行後の7年間を振り返っての論点整理にあっては、内容がすごく膨大で幅広になっていますが、理念自体が否定されていることは一切ありません。「尊厳の確保」からは、身寄りの問題にも行き着きました。これまで医療や福祉にあっても身寄りのない人を排除してきたのではないかという気づきを私たちに与えてくれました。改めて、尊厳の確保のベースには権利擁護支援という観点が必要なのかなと思います。その権利擁護支援をベースに包括的な相談支援体制を構築していくべきことを、改めて確認していく必要があるかなと思いました。

先ほど、ソーシャルワークに関するDXの話がありました。その前にソーシャルワークの機能についてしっかりと落とし込む必要があると思います。そして、この機関のマネジメント等も含めて、共通の理解を確立していかなければいけないと思います。

そうしないと、その事業自体がばらばらになってしまうことが懸念されます。ので、こ

の事業の根幹の機能として、ソーシャルワークを明記していただくことが大事です。

私たちは、一人ひとりや世帯の暮らしを支えていくわけです。暮らしを支えていくという観点では、様々な方々と連携・協働していかなければいけません。それを誰がマネジメントして、どういう機能で行っていくのかというところを明らかにしてすべきだと思います。

○新保座長 中島構成員、どうもありがとうございました。

続いて、藤森構成員、お願いいたします。

○藤森構成員 藤森です。

皆さんからおっしゃっていただいたことと重複しますが、私からは居住支援について2点申し上げていきたいと思っています。

1つ目は、居住支援のあり方に関して、入居後に長期に行う生活支援や見守りをもっと強化できないかという点です。先ほど垣田構成員からお話があったとおり、住まいは健康や就労、人との関係など、生活の基盤になるところです。これまで日本の住宅政策は持ち家政策中心にやってきたので、住宅の不安定層や住宅確保要配慮者など、借家に済む方々への支援が弱かったと思います。ハードとしての住宅提供とともに、ソフトとしての生活支援や見守りが重要です。これまで弱かったソフトの部分をもっと強化しなければいけないのではないかと思います。

今、居住支援としてのソフトの部分の生活支援や見守りは、一時生活支援事業の中の地域居住支援事業に位置づけられています。しかし、地域居住支援事業は、長期に支援を提供していくことは余り意識されていないのではないかと思います。しかし、住居の不安定な方々の支援は、入居後に長期に行われることが少なくありません。そうすると、支援団体からみると財源を要するわけですので、ここの財政的支援をきちんとしていかなければいけないと思っています。これは、新たな住宅セーフティネット制度の下に行われている居住支援法人も同じで、そこも財政的な支援が弱いと思います。長期の支援をやるのなら、財源をきちんと確保できる体制にしないといけないと思います。

今、申し上げた新たな住宅セーフティネット制度については、孤独死や家賃滞納やトラブルのリスクがあると言われる住宅確保要配慮者の方々と、空室があっても貸したくても貸せない大家さんをマッチングする制度であり、重要だと思います。しかし、要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅は増えてきているものの、要配慮者に適した住宅は不足していて、住宅セーフティネットの活用という点は低調だと思います。これは様々な要因があると思うのですが、その一因は、入居後の見守りや生活支援が不十分なために、大家さんが安心して要配慮者に貸せないという課題があるのではないかと思います。

一方、先ほど言ったことの繰り返しになりますが、入居後の見守りや生活支援というのは長期にわたりますので、支援する側には負担の問題が生じてきます。財源の問題と見守りやコーディネートを誰が行うのかというところを考えなければいけないと思います。相談支援機関と居住支援法人との関係性の整理というものも、これから必要になってくるの

ではないかと思っています。

それから、身寄り問題が、今後日本の中で大きな課題になると思うのですが、長期の支援は身寄り問題についても考えていかなければいけないと思います。と言いますのも、身寄り問題というのは、亡くなった後の残置物などの片付けを含めて、亡くなった後までずっと長期に支援していくわけなので、この長期支援が課題になってくるだろうと思っています。住居のところで支援は、この身寄りのない方への支援も大きく関係します。生活支援、身元保証、死後事務に関係しますので、ここは重要なところだと思います。

ちなみに、東海地方では、この身寄り問題について、身元保証団体という民間ビジネスが出てきて、こうした団体を通じて身元保証することが少なくありません。そして、お金を積めば生活支援や死後事務も担っていただける形になっていて、ワンストップで支援を受けられるので使い勝手がいいところがあります。一方、信頼性の担保とか低所得者の利用という点では、大きな問題を抱えていると思っています。したがって、公的機関が関与して支援団体と一緒に支援していくという関わり方が必要だと思います。居住支援と大きく関係性のあるところだと思いますので、今後、身寄り問題とともに考えていかなければいけないと思います。

それから、すみません、ちょっと時間がなくなっていますので、もう一点申し上げようと思ったのが、住居確保給付金について、住宅手当といった家賃補助的な施策として今後検討していく必要があるのではないかと思っています。今回、コロナ禍において、住居確保給付金が、かなり利用されました。その中には、生活保護と比べてあまりスティグマを感じることがなく利用できるということや、資産要件が緩和されているということなどの影響があるのではないかと思っています。生活保護自体はコロナ禍でそれほど伸びていませんので、その背景を分析する必要があると思いますが、一方で、この住居確保給付金の実態と効果を分析して、現在有期になっている制度が、このままでいいかどうかの検討等していく必要があるのではないかと思っています。

少し長くなってしまい、失礼しました。

○新保座長 藤森構成員、ありがとうございました。

それでは、前嶋構成員、お願いいたします。

○前嶋構成員 かしこまりました。

厚生労働省におかれましては、丁寧な取りまとめをありがとうございます。重複するところを避けて、なるべく短めにお話させていただきます。私からは、特に社会福祉法人や救護施設に関することと、支援会議やスーパービジョン、人材養成、支援の部分に絞って意見を述べたいと思います。

まず、1つ目です。資料2の17ページ、自立相談支援事業とフードバンクや社会福祉法人の「地域における公益的な取組」において行われている現物給付を強化していくべきではないかという整理、まさにそのとおりだと思います。その連携の際には、社会福祉法人、NPO法人、そのほかにいろいろな事業主体がこれからも入ってくるだろうと思いますけれど

も、それぞれの法人の性格や機能を十分に反映できるような配慮が必要だろうと思います。

私は、地域共生社会の実現に向けて、NPO法人などの支援の積極的な参加というものが必ず必要になってくる。それを今後、もっと伸ばしていくべきだろうと思っておりますけれども、行政が事業を委託する場合、単に法人格の有無という分け方ではなくて、法人のもともと持っている性格とか得手、不得手みたいなものに併せて、役割を適切に分担して、それぞれの法人が無理なく適正に事業を行えるように配慮する必要があるのではないかと感じました。そのようなことも提言できればと思ったところです。

もちろん、社会福祉法人も、先ほど御指摘もありましたけれども、自法人の枠組みで今の事業を行ってっているだけではなくて、前回、私が紹介させていただきました大阪しあわせネットワークのように、柔軟に制度のはざまに、それも高齢者施設の職員が児童分野や生活困窮者自立支援にまたがるような横断的な支援をおこなっている例があることは、長年、この国の社会福祉事業を担ってきた法人のもう一つの側面でありますので、改めて紹介しておきたいと考えます。

複数の多様な事業主体が委託を受けることで、さらに地域のニーズに柔軟に対応できる可能性が出てくるだろうと思います。先ほど立岡構成員が予算増とおっしゃっておられたことに、それを拡充するようなことを申し上げて誠に恐縮ですけれども、しっかりとした裏づけの下で多様な事業体が参画できるような制度整備に結びつくような示し方ができればとお願いしたいと思っております。同様に、こうした事業委託の際には、資料2の18ページにあるように、複数年度の委託を推進すべきではないか、またこうした内容を盛り込んだガイドラインにすべきじゃないかというの、全くそのとおりだと思います。

いずれにしても、先ほどから何度も御指摘がありましたけれども、こうした取組はソーシャルワークそのものではないかと感じております。冒頭御説明のあったように、新しい取組、具体的な支援の提供ということに当たっては、知識と技術というものがありません。それを発揮するためには、方向性がしっかり示されている。つまり、価値とか原理と言われるものによる必要があると感じます。

資料2の3ページで地域共生社会に触れられていますけれども、こうした理念を提示することが土台部分にぜひ必要だと感じました。そういったことを現場の実践に反映するために、ソーシャルワーク・スーパービジョンの導入ということ。私の意見でも申し上げましたけれども、ぜひ提言の中で強調していただきたいと思いました。15ページの支援会議の実施ですが、これを積極的に行えるようにするというのも大賛成です。さらに推進するためにも、スーパービジョンの必要性を強調しておきたいと思います。

もう一つ、社会福祉法人などが運営している救護施設ですけれども、種別団体である全国救護施設協議会としても、様々な形で生活困窮者自立支援に取り組んでおります。これと生活困窮者自立支援制度との連携についても触れていただければと思いました。また、救護施設で行われている支援では、実際に入所して生活されていることによって行われる正確なアセスメントと、それに基づいて行われている個別支援強化というものも大

きな特徴です。救護施設のアセスメントは、面接室で対人で行われているだけでなく、実際に施設で生活している場面を活用しながら行うということが大きな特徴です。往々にして、人は選択して決定するのではなくて、多くの方は決定してから迷うものだと感じます。自分自身の経験でも、人生の大事なイベントでそうだと思うのです。利用者の側から見れば、救護施設に入所したり、一時生活支援で利用するなどして自立に向けた生活を行うという「選択」をする。そして、その生活体験を基準にしてどうすればよいのか考える機会にする。その結果、利用者自身の考えや行動が変容する。こうしたことを踏まえて、意思決定支援を行い、形成された意思に基づいて支援を行うことが自立を実現するために有効であるということは、前回の報告でも述べさせていただいたとおりです。ぜひ救護施設の機能としてすでに用意されているこうしたことを有効に使えるような制度設計をお願いできたらと思っております。

駆け足になりましたが、以上でございます。ありがとうございました。

○新保座長 前嶋構成員、ありがとうございました。

続いて、間海構成員、お願いいたします。

○間海構成員 ありがとうございます。

事務局の皆様の論点整理の取りまとめ、大変だったと思います。大変お疲れさまでした。私のほうから、案を見させていただいて、何点かお話しさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、就労支援についてです。坂井市においても、介護とか障害とかの福祉施設の職員さんであったり、土木とか運輸といったところの人手不足というのが深刻な問題となっています。一方、高齢者とか障害者とか、長期間お仕事をされていなかった方々が力を発揮できるようなお仕事の創出というものが、今後必要であると思っています。

高齢分野とか障害分野の領域で就労支援のメニューというのはあると思うのですけれども、ばらばらではなくて、困窮も含めて分野を横断して、人手不足の仕事の分解。例えば、福祉施設の介護のお仕事とお掃除のお仕事とかを分けたりして、仕事を様々なメニュー化というか、ストックしておいて、多様な方が多様な働き方ができるような仕組みづくりというのが今後必要ではないかなと思うので、そういったところも論点に盛り込んでいただければなと思いました。

あと、支援会議についてですけれども、坂井市の取組として「横断的課題検討班」の1回目で報告させていただいたのですけれども、支援会議は、支援対象者の情報を関係機関で共有できて、適切な支援を提供できるということで、大変よい仕組みだなと思っております。全国的にさらに実施率が上がるように、今後も働きかけを進めていくべきなのではないかと思っています。ですけれども、複雑で困難な課題を有する世帯の支援というのは、一度の会議で問題を解決するということはなかなかありません。様々な方々が見守りなど、支援を継続して提供する場合もあるのですけれども、そういった場合の情報の共有とか情報の取扱い、個人情報の取扱いについて整理しておく必要があるのではないかなと思っ

います。

あと、3点目になるのですけれども、家計改善支援事業についてです。支援対象者のお金に関する課題を見える化して、支援の内容を事業で検討していくわけですが、家計改善支援事業はお金の使い方の助言になってしまうと思うのですけれども、お金の管理ということがどうしても必要なパターンというのがあります。坂井市では、必要に応じて日常生活自立支援事業とか後見人制度などの利用を検討する場合もあるのですけれども、所管するところが別で、日常生活自立支援事業ですと社協さんだったり、成年後見制度だと障害だったり、高齢部局になるのですけれども、連携や役割分担の問題が出てくるときがあります。

支援会議や中核機関のケース検討など、そういった仕組みを活用すれば、スムーズな移行だったり、役割の調整というところが期待できるのですけれども、日頃から日常生活自立支援事業や成年後見といったところを所管する部局との連携というのが必要なのではないかなと思っています。

あと、ちょっと細かい話になってくるのですけれども、就労準備についてです。国から出ています実施要綱の中で、支援対象者として収入とか資産のことが要件として出てくるのです。そこは、下の段には確認できなかったらいいですよとか、支援が必要だったら提供できますみたいなことが書かれているのですけれども、そもそもそういう資産とか収入の要件は要るのかなとちょっと思っているところです。

もう一点、細かいところなのですけれども、今、生活保護受給者と生活困窮のかたの就労準備だったり、家計改善支援事業というものを1つのメニューとして実施していくわけですが、被保護と困窮が同一事業者に委託している場合に経費を支援対象者の数や時間で案分していくわけですが、補助額の上限がありますので、例えば被保護が増えてくるとちょっと抑えてとか、そういったことをやっているのですけれども、補助を一本化していただくと、そういったことを考えずにできるのではないかと思います。

以上です。

○新保座長 間海構成員、ありがとうございました。

それでは、最後になります。松嶋構成員、お待たせいたしました。お願いいたします。

○松嶋構成員 お世話になります。

私のほうからは、これまでの議論の繰り返しになりますけれども、感じたことをお話しさせていただこうと思います。このワーキングには、自治体の立場として、参加させていただいています。本町は非常に小規模な自治体ですので、先ほどからも出ていますように、人の問題が非常に課題になっています。

同じような課題を持っておられる自治体は多いと思いますが、困窮の事業を安定的に、また継続的に進めるためには、従事者あるいは担い手の確保ということが非常に重要だろうと思います。各任意事業を十分に進めるためには、しっかり人材を確保する。あるいは、委託先も含めて実施主体を確保するということが必要です。あと、人材養成の間

題を含めた組織づくりをどのように行うのかということが大きな課題だろうと思っています。

困窮の支援では、個別の対象者の状況を踏まえて、段階的・継続的な支援が必要ではありませんけれども、対応のスキルやノウハウといったものについては、例えば支援員が1人しかいないということになると、1人の支援員の日々の積み重ねの中で支援体制が維持されている状況になっていまして、支援員の変更などが起こると、たちまち質の確保が困難になる。先ほど途中にも出ていましたが、支援する人が孤立するという状況がまさに生じているのではないかと思います。

本来でしたら、町の実情や特性に応じて、自治体としてどのように困窮事業を展開していくのか、困窮者の実態をしっかりと把握して、地域の課題を踏まえて事業の全体像あるいは方向性を自治体としてしっかり描いていく必要があるのだろうと思いますが、この辺りが本当にきちんと取り組んでいるのかということに疑問に感じています。困窮の事業自体は、個別ケースへの対応はもちろん、地域課題へのアプローチも同時に行っていく取組でもありますので、非常に専門性も高いですし、多様な分野を横断する、巻き込んでいくスキルが必要です。

本町の近隣の市町村についても、同じような課題を持っておられると思います。こういった意味では、同じような地域性の中で、広域的な取組として、例えば従事者の広域的な配置ですとか、個別支援や事業展開に関するアドバイスを広域的に受けられるといった、広域でのバックアップ体制が推進できるといいと思います。

さらに、これまでの御意見の中にもありましたが、市町村で実施内容にかなり格差があると感じています。事業推進に意欲があっても、何から取り組むのか分からないとか、どのようにブラッシュアップしていけばいいのか、地域の実情に合ったものをどのように生み出していけばよいか分からないといった状況があると思います。支援員のスキルにも差があるという状況でもありますので、支援員の養成に関しては、その段階に応じて、できれば階層別にスキルアップが図れるような体制づくりを期待したいと感じています。

最後にもう一点ですが、今日、お話を聞きながら、重層事業との関係についてもちょっと感じたことがあります。今、自立相談支援事業だけが重層事業に移りましたけれども、例えば就労準備支援事業の枠組みについては、重層事業の中でも非常に有効な取組だと思っています。参加支援事業、地域づくり事業を就労準備事業と一体的にやるということが非常に効果的だろうと思いますので、就労準備支援事業の重層事業の中での位置づけも含めて、事業の枠組みを整理できたらいいのではということをお聞きしながら思ったところです。

以上になります。

○新保座長 松嶋構成員、ありがとうございました。

それでは、全ての構成員の皆様からの御意見をいただきまして、ありがとうございました。

ここで、唐木室長よりお願いしたいと思います。

○唐木室長 皆様、多岐にわたる意見をいただきまして、ありがとうございました。

それで、冒頭の説明が長くなってしまって時間を超過してしまいまして、誠に申し訳ございません。いただいた御意見につきましては、こちらでもどういうふうに反映するかというのを検討した上で、また修文なりをさせていただく形にしたいと思っております。

今度は、親会が3月24日にありますので、皆様からいただいた意見も踏まえたものを紹介させていただいて、そこでの御意見を踏まえて、さらに修正したものを4月にまたワーキングのほうで御紹介させていただくという形にしたいと思っております。

最後、林課長からいただきました御質問について、3点ほど御回答をさせていただきたいと思います。

御質問のうちのP6、「それぞれが創意工夫を凝らし」と書いてあった「それぞれの」というのが何を指しているかということですが、手前どもとしましては、案をつくる際には、生活困窮の関係機関やNPOを含む支援者、地域住民など、それぞれの現場でというイメージで記載したものです。ただ、いきなり代名詞が入るような形になっておりまして、記述としては分かりにくかった部分があるかなと思いますので、それも含めて修正を検討したいと思っております。

P7の「本当の意味での生活再建」がどういうことかということですが、こちらは、世帯が抱える様々な課題を解決し、自立した生活を送れるようにするという意味での、本当の意味での生活再建というのを考えていたということでございます。

最後、論点整理に記載がなかったということですが、総務省の行政評価局が行っております行政評価・監視との関係です。こちらは、今、事務的に総務省のほうからも御相談いただいております。対応しているところでございます。コロナ禍におけるNPO等の支援団体の活動を含めて、生活困窮者の把握や自立支援に係る取組の現状というものを把握して、課題を明らかにするという観点で、今年度、幾つかの自治体や団体に行われたヒアリングを基に、その行政評価・監視という形で生活困窮制度に対する指摘というものを取りまとめることになっておりまして、それが今、取りまとめの作業を総務省のほうで行っているということでございます。

今後、取りまとめが行われますので、制度の見直しに向けて検討すべきような事項がありましたら、その公表のタイミング次第というところもあるのですが、部会等で検討させていただくという流れになろうかなと思っております。

以上です。

○新保座長 ありがとうございました。

林構成員からの質問に回答していただきましたけれども、林構成員、よろしいでしょうか。

○林構成員 ありがとうございます。

あと、上のところで1個漏れていましたので、7ページの一番上の「法が関連施策や地

域に対して開かれたものである」というところの意味が分からなかったので、確認のところで漏れましたので、今後、またあれば。今日でなくてもいいです。すみません。

○新保座長 ありがとうございます。

今日の意見交換はこれで終了にしたいと思います。

最後に、次回の開催予定につきまして事務局からお願いいたします。

○唐木室長 次回につきましては、4月11日月曜日に第3回検討会ワーキンググループをオンラインで開催する予定です。構成員の皆様方におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。

○新保座長 ありがとうございます。

本日の議事はこれで終了いたしました。親会を経て、次回の合同ワーキングが開催されます。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

皆様のそれぞれの御発言に感謝を込めて、拍手をもって閉会したいと思います。本日もどうもありがとうございました。（拍手）